

基本政策

2

子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

- 子どもや若者が、夢や希望を抱いて、安心して生きていける社会の実現のために、出産・子育てから、子どもの成長・発達の段階に応じた「切れ目のない」支援を進めるとともに、子どもや、子育て家庭に寄り添い、共に、幸せに暮らすことができる地域づくりを進めます。
- また、未来を担う子どもたちが、乳幼児期には、情緒の安定とともに、他者への愛着や信頼感を醸成し、学齢期には、社会の中で自立して主体的な人生を送る基礎を築くとともに、個人や社会の多様性を尊重し、共に支え、高め合いながら成長し、若者として社会に力強く羽ばたいていく姿を市民が実感できるような社会をめざします。
- さらに、生涯を通じた、市民の学びや活動を支援することで、それぞれの市民が持つ経験や能力が地域の中でつながり、さまざまな世代が交流しながら、社会的な役割として活かされるような環境づくりを進めます

(川崎市基本構想)

政策の体系

基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる

政策2-2 未来を担う人材を育成する

政策2-3 生涯を通じて学び成長する

政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる

1 政策の方向性

- 本市の社会状況や子どもを取り巻く家庭・地域の環境が変化する中、子育てに不安や負担を感じる家庭も多く、子どもがすこやかに成長し、若者が社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められています。そのため、子育て家庭を地域社会全体で支え、不安感や負担感を軽減するとともに、すべての子どもが、地域で安心してすこやかに成長できるしくみづくりを進めます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
子育て環境の整ったまちだと思う市民の割合 (市民アンケート)	26.9%	32.2%	35%以上

3 施策の体系

政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる

施策2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進

施策2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進

施策2-1-3 子どものすこやかな成長の促進

施策2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

施策2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど、子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めています。
- 小児医療費助成制度における入院医療費助成の所得制限を平成30（2018）年度から廃止するなど、子育て家庭の経済的な負担の軽減や、安心して必要な医療が受けられる環境づくりに取り組んでいます。
- 「子ども・若者応援基金」を活用して、子ども・若者が自らの将来像やキャリアプランを具体化し、さまざまな分野において活躍する人材をめざして挑戦することを後押しする、グローバル人材育成事業などの取組を進めています。



地域子育て支援センターでの親子の交流の輪



グローバル人材育成事業の一つである「Stanford e-Kawasaki」の開講式の様子



かわさき子育てアプリ

2 施策の主な課題

- 核家族化や地域との関係の希薄化などに伴い、子育て家庭の養育力低下や、社会からの孤立が危惧される中、子育てに不安や負担を感じる家庭を社会全体で支えるため、地域における子ども・子育て支援の取組を推進する必要があります。
- 子育て親子の交流の場や子育て情報の提供、相談支援等の実施にあたっては、子育て世代が育児に対してどのような不安を感じ、支援を求めているかなどの現状を把握するとともに、子育てに関するさまざまな地域資源を活用し、多様な主体と連携・協力しながら、子育てニーズの多様化への対応や子育て不安の解消に向けて、子育て家庭の身近な場所で適切な支援を受けられるよう、取り組む必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 子育て親子の交流の場づくりや、市民相互による育児援助活動の支援など子育て家庭を地域社会全体で支える取組の推進
- ★ 身近な場所での相談や情報提供など個別のニーズに応じた寄り添い型の支援と地域の子育て資源の育成及びネットワーク化の推進

4 直接目標

- 地域で子育てを支えるしくみをつくる

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
ふれあい子育てサポートセンターの延べ利用者数 (こども未来局調べ)	15,665 人 (平成26 (2014) 年度)	8,292 人 (令和 2 (2020) 年度)	16,300 人以上 (平成29 (2017) 年度)	16,600 人以上 (令和 3 (2021) 年度)	12,948 人以上 (令和 7 (2025) 年度)
地域子育て支援センター利用者の満足度 (10点満点) (こども未来局調べ)	8.9 (平成27 (2015) 年度)	9.0 (令和元 (2019) 年度)	8.9 以上 (平成29 (2017) 年度)	9.0 以上 (令和 3 (2021) 年度)	9.1 以上 (令和 7 (2025) 年度)
地域における子育て支援活動の参加数 (延べ数) (こども未来局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	627 回 (令和 2 (2020) 年度)	—	—	2,371 回以上 (令和 7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
地域子育て支援事業 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めます。	●地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施 ○事業の利用促進に向けた取組の推進 ・利用促進に向けた取組の検討 R2延べ利用人数：117,183人（R1 212,674人）54か所 ○利用者ニーズに寄り添った支援の実施 ・寄り添い型支援の実施に向けた検討 ○保育・子育て総合支援センターの整備に伴う施設の開所 ●ふれあい子育てサポートセンター事業の実施 ○事業の利用促進に向けた取組の推進 ・事業の利用促進に向けた検討 R2子育てヘルパー会員平均登録数：758人 ●地域におけるボランティアによる子育て支援活動の参加促進 ・子育てボランティア活動の参加促進に向けた取組の実施 ●子育てに関する効果的な情報提供の実施 ・「かわさき子育てガイドブック」の作成 ・「かわさき子育てアプリ」等による情報提供の実施	・利用促進に向けた検討及び取組の実施 ・検討結果に基づく取組の推進 ・利用者支援事業の実施 ・（仮）地域子育て支援センターつちがわの開所 ・（仮）地域子育て支援センターつちがわの開所 ・検討結果に基づく取組の推進 - 子育てヘルパー会員平均登録数：830人以上 - 継続実施 - 継続実施 - 継続実施				事業推進
小児医療費助成事業 子育て家庭に対して医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ります。	●小児医療費助成の実施 - R2支給児童数：126,110人	・対象者への適正な支給				事業推進
児童福祉施設等の指導・監査 施設の増加や多様な運営主体の参画が進む中でも、安定的かつ継続的な法人・施設運営などの質の確保に向け、適切な指導・監査を実施します。	●児童福祉関係法令に基づく保育所などの児童福祉施設及び運営法人に対する指導・監査の実施 ・効率的・効果的な指導・監査事務の実施 R2指導監査実施数：512件 ・指導・監査体制の充実 ●施設運営に対する支援及び人材育成を目的とした会計研修会等の開催 R2開催回数：5回	・適正な施設運営と子育て支援サービス等の向上のための指導・監査の実施 - 継続実施				事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
子ども・若者未来応援事業 子ども・若者及び子育て支援を総合的かつ効果的に推進するための計画を策定し、計画に基づく取組を着実に推進するとともに、「子ども・若者応援基金」を活用し、本市の子ども・若者が、さまざまな分野において活躍する人材をめざして挑戦することを後押しする事業を実施します。	●「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組の適切な進行管理 ・「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組の進行管理 ・「第2期子ども・若者の未来応援プラン」の策定（予定）					
		・第2期計画に基づく取組の進行管理			・次期計画の策定	→ 事業推進
			・子ども・子育て支援に関する支援ニーズ調査の実施	・子ども・子育て支援法に基づく一部改訂		
	●「子ども・若者応援基金」を活用した事業の実施 ○グローバル人材育成事業の実施及びプログラムの充実 ・大学、企業等と連携したグローバル人材育成事業の実施 ・プログラムの充実に向けた検討及び取組の推進					
		継続実施				→
		・プログラムの充実に向けた検討及び取組の推進				→
	○基金を活用した事業の広報の実施 ・さまざまな媒体を活用した広報の実施					
		継続実施				→

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

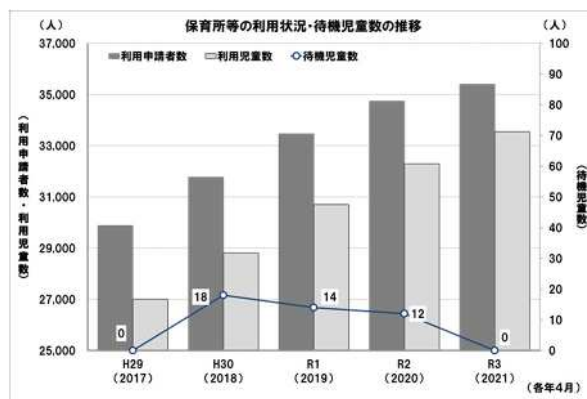
- 高まる保育ニーズに対応するため、認可保育所等の整備のほか、川崎認定保育園の活用、年度限定型保育事業の実施など、多様な手法を用いた保育受入枠の確保を図るとともに、各区役所・支所において、子どもの預け先を探す保護者の保育ニーズに応じたきめ細やかな相談・支援を実施するなど、待機児童の解消に向けた取組を継続して行っています。
- 令和元（2019）年度に川崎区保育・子育て総合支援センター、令和2（2020）年度に中原区保育・子育て総合支援センターと、各区3園の公立保育所のうち、1園を地域における「保育」と「子育て」の一体的な事業推進拠点として順次整備しています。保育・子育て総合支援センターでは、区内の公立保育所とともに、専門職（保育士・栄養士・看護師）による地域の子ども・子育て支援や民間保育所等への支援、公・民保育所の人材育成を推進するなど、保育サービスの質の維持・向上を図っています。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、幼稚園における一時預かりの実施拡大や、認定こども園への移行促進等に取り組んでいます。



保育園における子どもたちの様子

2 施策の主な課題

- 少子化が進む中においても、共働き世帯の増加等により今後も引き続き保育需要の高まりが見込まれることから、保育需要を的確に捉えた保育受入枠の確保に取り組む必要があります。
- 多様化する保育ニーズに合わせ、既存施設や多様な手法を活用した就労家庭の子どもの受入れ推進を図るとともに、保育人材の育成など保育の質の維持・向上に取り組む必要があります。



資料：こども未来局調べ

3 施策の方向性

- ★ 必要な地域での保育所整備や既存施設活用など、見込まれる保育需要の変化に合わせた、多様な手法による保育受入枠や保育人材の確保の継続
- ★ 保育・子育て総合支援センターを拠点とした保育の質の維持・向上と地域における子育て支援の充実
- ★ 一時預かりの拡大や認定こども園への移行など、幼稚園における就労家庭の子どもの受入れの推進

4 直接目標

- 子どもを安心して預けられる環境を整える

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
待機児童数 (こども未来局調べ)	0 人 ※ (平成27 (2015) 年 4 月)	0 人 (令和 3 (2021) 年 4 月)	0 人 (平成30 (2018) 年 4 月)	0 人 (令和 4 (2022) 年 4 月)	0 人 (令和 8 (2026) 年 4 月)
認可保育所等利用者の満足度 (10点満点) (こども未来局調べ)	7.9 (平成27 (2015) 年度)	7.8 (令和元 (2019) 年度)	8.0 以上 (平成29 (2017) 年度)	8.2 以上 (令和 3 (2021) 年度)	8.4 以上 (令和 7 (2025) 年度)

※ 計画策定時の値は、旧調査要領に基づき算出しています。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標					
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降	
待機児童対策事業	就労しながら子育てを行う家庭の増加による保育需要に対応するため、待機児童対策を継続して推進します。	● 区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施					事業推進
		・窓口・電話での相談支援	継続実施				
		・情報端末を活用した利用者支援	継続実施				
		・円滑な保育所申込のための環境整備	継続実施				
	● 「子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の量の見込みと確保方策の策定						
	・「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」の改定（予定）	・計画に基づく取組の推進		・次期計画の策定	・「子ども・若者の未来応援プラン」の策定に伴う次期計画の改定		
	● 横浜市との協定に基づく川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用の促進						
	横浜保育室 利用人数：12人	横浜保育室 利用人数：29人	横浜保育室 利用人数：29人	横浜保育室 利用人数：29人	横浜保育室 利用人数：29人		

施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
認可保育所等整備事業 保育ニーズに適切に対応するため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可保育所等を整備することで、保育受入枠を確保します。	●さまざまな手法を活用した認可保育所等における保育受入枠の拡大 R3.4の定員数：33,812人 ・R4.4の定員数の確保に向けた整備等（定員1,466人増） ・川崎区 定員10人増 ・幸区 定員354人増 ・中原区 定員390人増 ・高津区 定員293人増 ・宮前区 定員175人増 ・多摩区 定員154人増 ・麻生区 定員90人増	R4.4の定員数：35,278人 ・R5.4の定員数の確保に向けた整備等（定員967人増） ・川崎区 定員増減なし ・幸区 定員275人増 ・中原区 定員95人減 ・高津区 定員70人増 ・宮前区 定員205人増 ・多摩区 定員60人増 ・麻生区 定員120人増 ・その他の手法による定員増（定員332人増）	R5.4の定員数：36,245人 ・R6.4の定員数の確保に向けた整備等（定員848人増）	R6.4の定員数：37,093人 ・R7.4の定員数の確保に向けた整備等（定員818人増）	R7.4の定員数：37,911人 ・R8.4の定員数の確保に向けた整備等（定員769人増）	R8.4の定員数：38,680人 事業推進
民間保育所運営事業 民間保育所・地域型保育事業における適正な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援及び指導を行います。	●民間保育所の適正な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援 ・保育士等の処遇改善及びキャリアアップ等運営支援の推進 ●一時保育実施施設数の適正化 ・適正な事業執行体制に向けた検討 R3.4実施施設数：86か所	継続実施 ・検討結果に基づく取組の推進				事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
公立保育所運営事業 保育・子育て総合支援センターと公立保育所が連携し、「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援及び公民保育所人材育成」、「多様な保育ニーズに対応する保育所機能の強化」を推進します。	●保育・子育て総合支援センターの計画的な整備の推進 ○宮前区保育・子育て総合支援センター（現 土橋保育園） ・実施設計 ・実施設計 ・工事着手 ・運営開始					
	○多摩区保育・子育て総合支援センター（現 土淵保育園） ・基本設計 ・実施設計 ・実施設計 ・工事着手 ・運営開始					
	○高津区保育・子育て総合支援センター（現 津田山保育園） ・基本計画 ・民間活用等の検討 ・検討結果に基づく取組の推進					事業推進
	○幸区・麻生区内保育・子育て総合支援センター ・保育・子育て総合支援センター設置に向けた検討 ・検討結果に基づく取組の推進					
	●公立保育所の老朽化対策の実施 ・藤崎保育園建替えの推進 ・建替えの推進及び新園舎での運営開始 ・計画的な施設保全の実施 継続実施					
	●保育・子育て総合支援センター等における地域の子ども・子育て支援や民間保育所への支援等の実施 ○地域の子ども・子育て支援の実施 ・専門職による相談支援の実施 継続実施					
	・人材や施設を活用した多様な子育て支援メニューの提供 継続実施					
	○民間保育所等への支援及び公民保育所人材育成の推進 ・各種連携会議の実施 継続実施					
	・実践フィールドを活かした公民保育所職員研修等の実施 R2参加者数：5,777人 参加者数：5,800人以上					
	参加者数：5,800人以上 参加者数：5,800人以上 参加者数：5,800人以上					
	●多様なニーズに対応した保育の提供 ・一時預かり事業の実施 継続実施					
	・医療的ケア児の受入れの実施 継続実施					
	・医療的ケア児の受入れ体制の検討 ・受入拡充のための取組の推進					
	●障害児保育の巡回相談や発達相談の実施 ・専門相談員による個別的な相談指導の実施 継続実施					

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

政策体系別計画

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進化管理・評価

施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進

事務事業名	現状	事業内容・目標					
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降	
認可外保育施設等支援事業	●保護者への保育料補助の実施 R2助成児童数：4,126人	助成児童数：3,050人	助成児童数：2,827人	助成児童数：2,673人	助成児童数：2,551人	⇒事業推進	
	●川崎認定保育園等の運営支援及び認可化の推進 ・安定的な制度運用に向けた検討 R3.4川崎認定保育園及びおなかも保育室の受入児童数：2,874人 ・認可化移行支援の実施	・家賃補助に係る対象施設の拡充 R4.4川崎認定保育園等受入児童数：2,717人 継続実施	R5.4川崎認定保育園受入児童数：2,453人	R6.4川崎認定保育園受入児童数：2,414人	R7.4川崎認定保育園受入児童数：2,385人	⇒	
	・R4以降の教育・保育の量の見込みと確保方策の検討	・検討結果を踏まえた取組の推進 ・おなかも保育室の廃止				⇒	
	●病児・病後児保育事業の実施 ・全区での病児・病後児保育事業の実施	継続実施				⇒	
	●認可外保育施設への立入調査の実施 ・適正な施設運営や質の維持・向上のための立入調査の実施	継続実施				⇒	
	●居宅訪問型保育事業等に従事する者への子育て支援員研修の実施 ・研修の実施	継続実施				⇒	
	幼児教育推進事業	●幼稚園型一時預かり事業の推進 ・実施園数の拡大や預かり保育の長時間化・通年化、受入年齢拡大の推進 新規実施園数：1園 実施園数：38園	継続実施 新規実施園数：1園 実施園数：39園	新規実施園数：1園 実施園数：40園	新規実施園数：1園 実施園数：41園	新規実施園数：1園 実施園数：42園	⇒事業推進
		●認定こども園への移行促進 移行園数：4園 認定こども園数：14園	移行園数：2園 認定こども園数：18園	移行園数：2園 認定こども園数：20園	移行園数：2園 認定こども園数：22園	移行園数：2園 認定こども園数：24園	⇒
		●保護者への保育料等補助の実施 ○幼稚園在園児の保護者への保育料等の補助 助成人数：15,597人（見込）	助成児童数：13,352人	助成児童数：11,883人	助成児童数：9,969人	助成児童数：9,008人	⇒
		○幼稚園類似施設在園児の保護者への保育料等の補助 助成児童数：171人（見込）	助成児童数：171人	助成児童数：171人	助成児童数：171人	助成児童数：171人	⇒
●幼児教育相談の実施 ・巡回相談の実施		継続実施				⇒	

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進捗管理・評価

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
保育士確保対策事業 保育受入枠の拡大に合わせ、さまざまな手法による保育士確保対策を推進するとともに、保育所職員に必要な専門的知識・技術の習得のための研修等を実施します。	● 保育士確保に向けたセミナー・啓発等の実施	継続実施				事業推進
	・保育士確保に関する各種事業の実施 R2参加者数：3,171人	参加者数：3,100人以上	参加者数：3,100人以上	参加者数：3,100人以上	参加者数：3,100人以上	
	・就職マッチング等の実施 R2マッチング件数：2,684件	継続実施				
		マッチング件数：3,100件以上	マッチング件数：3,100件以上	マッチング件数：3,100件以上	マッチング件数：3,100件以上	
	● 保育士資格取得や定着に向けた支援					
	・保育士資格取得支援の実施	継続実施				
	R2保育士宿舎借り上げ支援事業補助対象者数：1,971人	補助対象者数：2,341人	補助対象者数：2,582人	補助対象者数：2,848人	補助対象者数：3,143人	
	R2保育士修学資金貸付等補助対象者数：43人	補助対象者数：120人	補助対象者数：120人	補助対象者数：120人	補助対象者数：120人	
保育料対策事業 納付者に対して多様な納付手段を提供するほか、滞納世帯に対し、納付指導、催告等を実行しながら、債権対策を推進します。	● 保育料収納対策の強化の実施					
	・WEB口座振替受付サービス等を活用した初期未納対策の実施	継続実施				事業推進
	・滞納者の財産調査等の実施及び滞納処分の実施	継続実施				
	R2収入率：98.92%	収入率：99.50%以上	収入率：99.56%以上	収入率：99.60%以上	収入率：99.64%以上	

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

施策2-1-3 子どものすこやかな成長の促進



川崎市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 平成30（2018）年度から産後ケア事業の来所型を実施するなど、妊娠期・出産・乳幼児期を通し、妊婦・乳幼児健診や、発達や子育てに関する相談・支援を受けられる体制を整え、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいます。



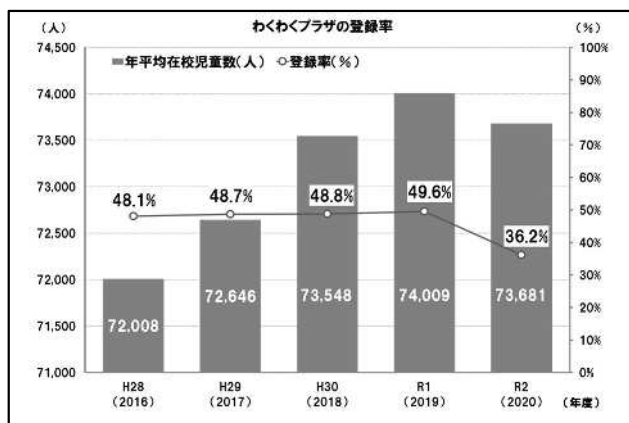
乳幼児健診の様子

- 老人いこいの家利用者をはじめとした、多様な世代との地域交流事業に取り組むなど、子どもに多様な体験や活動を提供する場であるとともに、市民活動の地域拠点として活用が図られるよう、こども文化センターの施設の運営を行う中、令和2（2020）年度に小杉こども文化センターを開設しました。

- 令和元（2019）年度から、緊急時の連絡などの必要な情報を一斉にメールで配信するサービスを実施し、学校の長期休業期間等において平日朝の開室を8時からに変更するなど、すべての小学生が、放課後などを安全・安心に過ごせるよう、「わくわくプラザ」において遊びの場、生活の場を確保し、仲間づくりを支援するとともに、多様な体験や、活動機会の提供に取り組んでいます。

2 施策の主な課題

- 地域との関係の希薄化などに伴い、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、支援の必要な妊産婦等に対する的確な支援や発育・発達状況に課題のある子どもの早期発見・早期療育、児童虐待予防に向けた対応など、母子保健事業を通じ、妊娠・出産期から乳幼児期まで、切れ目のないきめ細やかな相談支援等に取り組む必要があります。
- 核家族化や地域との関係の希薄化などにより、子どもが多世代との交流の中で多様な価値観に触れる機会が失われているとともに、子どもを取り巻く問題が複雑・深刻化する中、子どもを孤立から守り、すこやかに育てるための居場所がより一層必要となっています。わくわくプラザやこども文化センターにおいて、放課後の子どもの安全・安心な居場所づくりのほか、子どもを中心に多世代が集まり、多様なつながりを育みながら、誰もが互いに助け合い・支え合う場づくりを推進する必要があります。



資料：こども未来局調べ



わくわくプラザの様子

3 施策の方向性

- ★ 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援の継続
- ★ 利用者ニーズの変化や地域の特性を踏まえた、子どもが放課後等において安全・安心に過ごせる場づくりや、より魅力的な子どもの居場所づくりの推進
- ★ 子どもが多くの人との関わりの中で多様な価値観に触れ、さまざまな経験ができる機会の創出

4 直接目標

- 子どもがすこやかに成長できるしくみをつくる

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
乳幼児健診の平均受診率 (こども未来局調べ)	97.2 % (平成26 (2014) 年度)	97.8 % (令和 2 (2020) 年度)	97.3 %以上 (平成29 (2017) 年度)	97.3 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	97.8 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
子育てが楽しいと思う人の割合 (こども未来局調べ)	97.5 % (平成27 (2015) 年度)	96.9 % (令和 2 (2020) 年度)	97.6 %以上 (平成29 (2017) 年度)	97.7 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	97.8 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
わくわくプラザの登録率 (こども未来局調べ)	46.3 % (平成26 (2014) 年度)	36.2 % (令和 2 (2020) 年度)	47 %以上 (平成29 (2017) 年度)	49 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	51 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
わくわくプラザ利用者の満足度 (10点満点) (こども未来局調べ)	7.3 (平成27 (2015) 年度)	7.6 (令和 2 (2020) 年度)	7.4 以上 (平成29 (2017) 年度)	7.7 以上 (令和 3 (2021) 年度)	8.0 以上 (令和 7 (2025) 年度)
こども文化センターの延べ利用者数 (こども未来局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	717,694 人 (令和 2 (2020) 年度)	—	—	1,830,000 人以上 (令和 7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
妊婦・乳幼児健康診査事業 妊娠出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など、出産後の乳幼児のすこやかな成長発達を支えることで、安心して子育てができるよう支援します。	●特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成の実施 ・相談及び治療費の助成の実施 R2助成件数：2,020件	継続実施				事業推進
	●妊婦健康診査の費用の一部助成の実施 ・健康診査費用の助成の実施 R2助成件数：155,597件	継続実施				
	●各区地域みまもり支援センターや医療機関での乳幼児健康診査及び各種検査の実施 ○乳幼児健康診査の実施 ・健康診査の実施 R2受診者数：62,231人	継続実施				
	○聴覚及び視覚検診の実施 ・検診の実施 R2聴覚及び視覚検診受診者数：12,594人	継続実施				
	○先天性代謝異常等検査事業の実施 ・検査事業の実施 R2先天性代謝異常等検査受診者数：9,943人	継続実施				
	●乳幼児健康診査未受診者へのフォローの実施 ・フォローの実施	継続実施				
母子保健指導・相談事業 妊娠・出産・育児に関する相談支援や情報提供を充実させることで、親と子がすこやかに暮らせる環境となるよう母性の育成や乳幼児の健康保持・増進を図ります。	●医療機関と連携した健診後の要支援家庭等への支援 ・支援の実施	継続実施				
	●思春期の心と身体の健康教育の実施 ・学校保健と連携した集団指導等の実施 R2参加者数：1,680人（H30 7,443人）	継続実施				事業推進
	●各区地域みまもり支援センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施 ・事業実施	継続実施				
	●各区地域みまもり支援センター等における両親学級の開催による出産・育児支援 R2参加者数：3,188人（H30 5,197人）	参加者数：4,500人以上	参加者数：4,600人以上	参加者数：4,600人以上	参加者数：4,700人以上	
	●新生児訪問及びこどもには赤ちゃん訪問の実施 R2訪問実施率：94.9%	訪問実施率：94.9%以上	訪問実施率：94.9%以上	訪問実施率：94.9%以上	訪問実施率：94.9%以上	
	●養育支援訪問（乳幼児訪問指導）の実施 R2訪問件数：1,966件	訪問件数：2,077人以上	参加者数：2,097人以上	参加者数：2,129人以上	参加者数：2,176人以上	
	●産前産後におけるサポートの実施 ○産後ケア事業の実施 R2利用者数：延べ1,832人	利用者数：2,000人以上	利用者数：2,150人以上	利用者数：2,300人以上	利用者数：2,450人以上	
	○産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の実施 R2利用者数：延べ2,321人	利用者数：2,650人以上	利用者数：3,000人以上	利用者数：3,300人以上	利用者数：3,600人以上	

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
青少年活動推進事業	●青少年を育成・指導する青少年団体への支援 ・青少年団体への支援	継続実施				事業推進
地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援するとともに、次代の担い手となる自立した成人を育成するため、積極的な社会参加を促進します。	●こども110番事業への支援等の青少年の健全な育成環境づくりの推進 ・こども110番事業への支援等	継続実施				
	●「川崎市二十歳を祝うつどい」や「青少年フェスティバル」を通じた青少年の社会参加の促進 R2「成人の日を祝うつどい」協力運営ボランティア人数：40人（R1 154人）	運営ボランティア人数：120人以上	運営ボランティア人数：120人以上	運営ボランティア人数：120人以上	運営ボランティア人数：120人以上	
	R2「青少年フェスティバル」協力運営ボランティア人数：0人（中止）（H30 175人）	運営ボランティア人数：165人以上	運営ボランティア人数：165人以上	運営ボランティア人数：165人以上	運営ボランティア人数：165人以上	
	●青少年指導員による青少年の健全な育成活動の推進 ・青少年指導員活動への支援	継続実施				
	こども文化センター運営事業	●子どもたちの意見等を踏まえた放課後等の子どもの居場所の検討 ・意見聴取の手法や取組内容の検討 ・地域特性やニーズ等の把握に向けた検討	・子どもに対する意見聴取の実施 ・地域特性やニーズ等の把握 ・意見聴取及びニーズ等を踏まえた放課後等の子どもの居場所に係る方向性等の検討	・方向性等の検討及び検討結果に基づく取組の推進		
子どもの居場所を確保し、多世代との交流の中で、多様な体験や活動を通じた健全な育成を推進するとともに、地域団体等の活動拠点としての場を提供し、地域における人材の育成や活動を支援します。	●こども文化センターの運営 ○施設の適切な管理運営 ・適切な管理運営及び修繕の実施	継続実施				
	○川崎区役所及び支所の機能再編にあわせた支所庁舎との複合化に向けた取組の推進 ・大師・田島こども文化センターの移転・整備に向けた検討	・新複合施設の管理運営手法等の検討・調整				移転、供用開始予定（R9）（2027）
	わくわくプラザ事業	●わくわくプラザ事業の実施 ・利用者ニーズを踏まえた取組の推進 R2：114か所	継続実施			事業推進
	●子育て支援・わくわくプラザ事業の実施 ・事業実施	継続実施				
	青少年教育施設の管理運営事業	●ハク岳少年自然の家における団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動、探求野外観察等の実施 R2利用人数：6,193人（H30 98,421人）	利用人数：96,000人以上	利用人数：96,000人以上	利用人数：96,000人以上	利用人数：96,000人以上
団体宿泊生活や野外活動を通じて心身ともに青少年の健全な育成を図るとともに、子どもの遊び、活動の促進に向けた場を提供します。	●黒川青少年野外活動センターにおける野外自然観察活動等の実施 R2利用人数：7,452人（H30 30,757人）	利用人数：31,000人以上	利用人数：31,000人以上	利用人数：31,000人以上	利用人数：31,000人以上	
	●子ども夢パークにおける子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベント等の実施 R2利用人数：53,717人（H30 87,103人）	利用人数：92,000人以上	利用人数：92,000人以上	利用人数：92,000人以上	利用人数：92,000人以上	
	●青少年の家における団体宿泊活動等の実施 R2利用人数：12,686人（H30 39,277人）	利用人数：34,000人以上	利用人数：34,000人以上	利用人数：34,000人以上	利用人数：34,000人以上	

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

政策体系別計画

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進行管理・評価

施策2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 平成30（2018）年度に児童相談システムを導入し、ネットワーク化された情報を活用して、市内3か所の児童相談所及び各区役所において、専門性を活かした相談援助を実施するとともに、要保護児童の一時保護や里親・児童養護施設等への措置など、子どもに対する専門的な支援を実施しています。
- 親と子どもの将来の自立に向けた支援を行うため、令和元（2019）年度にひとり親家庭支援施策の再構築を行い、相談支援の質の向上と効果的な情報提供、正規就労に向けた就労支援、子どもの将来の自立に向けた切れ目のない支援、親と子どもの自立につながる経済的支援などを行っています。



リーフレット等を活用した里親制度の普及・啓発

2 施策の主な課題

- 児童虐待の相談・通告件数は年々増加しており、また、経済的な困窮に加え、保護者の複雑な成育歴や子ども自身の発達課題など、個々のケースが抱える背景・課題も複雑化しています。また、児童相談所が医療・司法の複数の関係機関と連携して対応していくケースが増加しており、児童虐待に迅速・適切に対応するため、関係機関と連携しながら、効果的な支援体制を構築する必要があります。
- 子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向けて、多様な支援ニーズの把握と地域ネットワークの強化と合わせて、支援が必要な子育て家庭等に対する個別的・専門的支援の体制づくりを進める必要があります。



資料：こども未来局調べ

3 施策の方向性

- ★ 急増・複雑化する児童虐待に対応するための児童相談所の体制強化に向けた取組の推進
- ★ 要支援家庭の早期発見・早期対応・重篤化の未然防止に向けた、児童家庭相談支援体制の強化
- ★ ひとり親家庭の複合的な課題への対応に向けた体制強化と、自立支援施策の推進
- ★ さまざまな背景・課題を抱えた子ども・若者を、地域社会全体で見守り・支えるしくみの構築

4 直接目標

- 子どもが安心して育つしくみをつくる

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
里親の登録数 (こども未来局調べ)	116 世帯 (平成26 (2014) 年度)	173 世帯 (令和 2 (2020) 年度)	118 世帯以上 (平成29 (2017) 年度)	145 世帯以上 (令和 3 (2021) 年度)	252 世帯以上 (令和 7 (2025) 年度)
地域で子どもを見守る体制づくりが 進んでいると思う人の割合 (こども未来局調べ)	30.8 % (平成27 (2015) 年度)	39.0 % (令和元 (2019) 年度)	36 %以上 (平成29 (2017) 年度)	45 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	54 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
ひとり親家庭が、各種支援により就 労につながった割合 (こども未来局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	73 % (令和 2 (2020) 年度)	—	—	80 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
児童養護施設入所児童や里親委 託児童等の大学進学等につなが った割合 (こども未来局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	32 % (令和 2 (2020) 年度)	—	—	40 %以上 (令和 7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
児童虐待防止対策事業 児童虐待に的確に対応するとともに、子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向け、多様な支援ニーズを把握し、地域の関係機関と連携しながら、支援が必要な子育て家庭等に対する個別的・専門的な支援に取り組むなど、児童家庭相談支援体制の強化を図ります。また、児童虐待防止に関する相談や普及啓発活動を行います。	● 児童家庭相談支援体制の強化 ・子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた検討	・子ども家庭総合支援拠点の設置・運営の開始 ・児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築に向けた検討	・児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築に向けた検討及び検討結果に基づく取組の推進			事業推進
	● 要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実 ・運営方法の見直しに向けた検討 ・要保護児童等へのきめ細やかな対応と個別支援の実施 R2個別支援会議実施回数：710回	・運営方法の見直し及び取組内容の検証 継続実施	・検証結果を踏まえた取組の推進			
	● 児童虐待防止に関する相談の実施 ・児童虐待防止センターにおける電話相談の実施 ・SNSを活用した相談の実施	継続実施				
	● 地域の見守り体制の構築・充実 ・児童家庭支援センターによる相談支援、ショートステイ等の子育て支援の実施	・相談支援の充実に向けた検討	・相談支援の充実に向けた検討及び検討結果に基づく取組の推進			
	● 児童虐待防止普及啓発活動の実施 R2実施数：18回	実施数：22回以上	実施数：22回以上	実施数：22回以上	実施数：22回以上	
児童相談所運営事業 増加する児童虐待や複雑・困難化する児童相談に対し、専門性を活かした相談援助を行うとともに、支援が必要な児童の一時保護、里親・施設入所措置等を行います。	● 特定妊婦、要支援・要保護児童に対する迅速かつ的確な対応の推進 ・要保護児童の一時保護及び児童養護施設等への措置の実施 ・子どもの置かれた状況に応じた子ども及び家庭への相談援助の実施	継続実施				事業推進
	● 児童相談所の体制強化 ・児童福祉司、児童心理司の配置による体制強化 ・人材育成の取組の推進	・国基準を踏まえた職員の増員など児童相談体制の充実 ・人材確保に向けた取組の推進及び人材育成の推進				
	● 関係機関と連携した児童虐待防止対策の推進 ・警察、裁判所、医療機関と連携した取組の実施	・連携強化に向けた取組の推進				
	● 体制強化に併せた施設整備の推進 ・こども家庭センターの改修					
	・設計	・工事着手	・供用開始			
	・中部児童相談所一時保護所の建替え					
	・基本・実施設計	・実施設計	・工事着手	・工事完了	・供用開始	
	・中部児童相談所の改修					
	・設計	・工事着手	・供用開始			
	・北部児童相談所執務室の増築					
	・設計	・工事着手	・供用開始			

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
里親制度推進事業 家庭での養育が困難な児童を家庭と同様の環境で養育するため、里親制度の普及啓発や里親登録者数の増加、里親支援機関と連携した里親への養育支援等、里親制度の推進を図ります。	●里親制度の普及・啓発活動の推進 ・里親養育体験発表会及び制度説明会の開催 R2開催回数：11回	継続実施				事業推進
		開催回数：11回以上	開催回数：11回以上	開催回数：11回以上	開催回数：11回以上	
	●里親養育技術向上のための研修会等の実施 R2開催回数：3回	開催回数：3回以上	開催回数：3回以上	開催回数：3回以上	開催回数：3回以上	
	●家庭の雰囲気を経験するためのふるさと里親事業の実施 R2登録世帯数：91世帯	登録世帯数：91世帯以上	登録世帯数：92世帯以上	登録世帯数：93世帯以上	登録世帯数：94世帯以上	
	●NPO法人等が行うフォスティング事業及び多様な主体と連携した里親支援機関事業の実施 ・NPO法人、当事者団体、学校、保育所、児童養護施設等と連携した事業実施	継続実施				
児童養護施設等運営事業 児童養護施設等における要保護児童の処遇向上に向け、良好な家庭的環境での養育の推進を図るとともに、児童養護施設退所者等の自立支援を推進します。	●児童養護施設、乳児院及び児童心理治療施設における社会的養護の推進 ・要保護児童への支援の実施 3施設合計7カ所	継続実施				事業推進
	●地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム及び自立援助ホームにおける家庭的養護の推進 ・家庭に近い環境での支援の実施 3施設合計13カ所	継続実施				
	●社会的自立に向けた支援等の実施 ・就労や生活に関する相談支援等の実施 ・「子ども・若者応援基金」を活用した学習・進学等に関する支援の実施	継続実施				
		継続実施				
		継続実施				

施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
ひとり親家庭等の総合的支援事業 ひとり親家庭等に対して、経済的支援をはじめ、子育て・生活支援、養育費確保、就業支援などを実施します。また、必要な情報が的確に届くよう、実用的な情報を能動的に発信するとともに、関係機関と連携しながら課題を抱えた家庭に効果的な相談支援を実施するなど、ひとり親家庭等への総合的な支援を推進します。	●児童扶養手当の支給 ・対象者への適正な支給 R2支給世帯数：5,836世帯	継続実施				事業推進
	●ひとり親家庭等への医療費の一部助成の実施 ・一部助成の実施 R2助成対象者数：12,164人	継続実施				
	●母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業の実施 ・貸付事業の実施 R2新規貸付件数：299件	継続実施				
	●ひとり親家庭等への日常生活支援の実施 ・生活援助及び子育て支援の実施	継続実施				
	●ひとり親家庭等の子どもへの居場所の提供・学習支援等の実施 ・居場所の提供及び学習支援等の実施：市内16か所（R2）	・居場所の提供及び学習支援等の実施：市内17か所				
	●養育費確保に向けた支援の実施 ・養育費確保事業の実施 ・法律相談及び養育費確保に係る講座等の実施	継続実施				
	●母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施 ・生活・就業相談及び支援の実施	継続実施				
	●ひとり親家庭への資格取得支援の実施 ・自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給 R2職業訓練促進給付金受給者が資格を活用して1年以内に就労した割合：90%	継続実施	1年以内に就労した割合：90%以上	1年以内に就労した割合：90%以上	1年以内に就労した割合：90%以上	1年以内に就労した割合：90%以上
	●母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営 ・事業実施	継続実施				
	女性保護事業 日常生活にさまざまな困難を抱える女性の相談・支援を行うとともに、DV被害者等への支援を自治体間で連携しながら取り組みます。	●女性相談の実施 ・女性相談員による相談・自立支援の実施 ・事業実施	継続実施			事業推進
		・DV相談支援センターを活用したDV被害者等への相談・支援の実施 ・事業実施	継続実施			
		・効果的な相談支援体制等の検討 ・相談支援の充実に向けた検討	・相談支援の充実に向けた検討及び検討結果に基づく取組の推進			
	●DV被害者等の緊急一時保護の実施 ・緊急時における対応事業実施	継続実施				

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進捗管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
子ども・若者支援推進事業 子どもの貧困対策の視点から、さまざまな分野が連携した総合的な子ども・若者への支援を推進するとともに、地域社会全体で、子ども・若者を見守り、支える取組を支援します。	●子ども・若者の支援、子どもの貧困対策の総合的な推進 ・「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく子どもの貧困対策の総合的な推進	・「第2期子ども・若者の未来応援プラン」に基づく子どもの貧困対策の総合的な推進		・子ども・若者に関する調査の実施	・調査結果を踏まえた取組の検討	事業推進
	●地域全体で子ども・若者を見守り・支えるしくみづくりの推進 ○課題を抱える子ども・若者の居場所づくりの推進					
	・現状把握及び取組の方向性の検討	・居場所づくりの取組実施及び今後の取組の検討	・検討結果に基づく取組の推進			
	○地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えるしくみづくり					
	・地域子ども・子育て活動支援助成事業の実施	継続実施				
	・支援が届きにくい子どもや家庭に必要な支援につなぐしくみづくりの検討	・モデル事業の実施 ・モデル事業の検証及び今後の取組検討	・検討結果に基づく取組の推進			
	○ボランティアを活用したひきこもり等児童福祉対策の実施					
	・事業実施	継続実施				
	R2個別支援活動参加人数：73人	個別支援活動参加人数：95人以上	個別支援活動参加人数：95人以上	個別支援活動参加人数：95人以上	個別支援活動参加人数：95人以上	
	R2集団支援活動参加人数：55人	集団支援活動参加人数：82人以上	集団支援活動参加人数：82人以上	集団支援活動参加人数：82人以上	集団支援活動参加人数：82人以上	

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

政策 2-2 未来を担う人材を育成する

1 政策の方向性

- 若者の不安定な雇用状況をはじめとして、今、子どもたちは、自分の将来を描きにくい状況にあります。
- こうした中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、将来の社会的自立に必要な能力・態度を養います。
- また、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざして、共生・協働の精神を育みます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H26) [2014]	現状 (R3) [2021]	目標 (R7) [2025]
「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童の割合 (小学校6年生、全国学力・学習状況調査)	85.1%	77.3%	90%以上
「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した生徒の割合 (中学校3年生、全国学力・学習状況調査)	69.7%	65.2%	75%以上

3 施策の体系

政策 2-2 未来を担う人材を育成する

施策2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進

施策2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応

施策2-2-3 安全で快適な教育環境の整備

施策2-2-4 学校の教育力の向上

施策2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 子どもたちが将来に対する夢や希望をもち、社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育がすべての学校に求められていることから、自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力等を発達段階に応じて計画的・系統的に育む「キャリア在り方生き方教育」を全校で実践しています。
- 一人ひとりの違いが豊かさとして響き合う人間関係を育むため、子どもの権利や、多文化共生教育、「差別のない人権尊重のまちづくり条例」の施行に伴う学習活動等の人権尊重教育を総合的に推進しています。
- 子どもたちの「確かな学力」を育むため、すべての子どもが「分かる授業」をめざして、一人ひとりの「授業が分かる」という実感を大切にしながら、「習熟の程度に応じたきめ細かな指導」の研究実践を進めています。また、新学習指導要領の実施による小学校における外国語の教科化等に伴い、外国語指導助手 (ALT) の配置、「英語教育推進リーダー」を活用した研修の充実を行うなど、児童生徒の英語力育成に向けた取組を進めています。
- 令和 2 (2020) 年度中に整備した義務教育段階の児童生徒向けの 1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境 (校内無線 LAN) について、令和 3 (2021) 年度からステップ 0・1 として授業等に活用し、段階的に指導内容の充実を図るなど、「かわさき GIGA スクール構想」の推進に取り組んでいます。



GIGA 端末を活用した授業の様子



かわさき GIGA スクール構想に基づく段階的なステップアップのイメージ

- 学校司書の適正配置など、読書活動を通じた「豊かな心」の育成とともに、身体を動かす楽しさを実感させる休み時間中の運動体験等による体力の向上、中学校完全給食の導入による「健康給食」の推進など、「健やかな心身」の育成にも取り組んでいます。

2 施策の主な課題

- 新学習指導要領（小学校は令和 2（2020）年度、中学校は令和 3（2021）年度から全面实施、高等学校は令和 4（2022）年度から年次進行で実施）では、「持続可能な社会の実現」に向けた視点や、教育課程に基づき、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメントの確立」が求められています。
- 市学習状況調査等の実施により子どもたちが自らの学習状況と課題を把握することや、1 人 1 台端末を活用して各学校が子どもの実態等を踏まえて「個別最適な学び」や授業改善の取組を行うことにより、「分かる」授業の実現に向けた取組を継続して行う必要があります。
- 「かわさきGIGAスクール構想」を推進し、未来社会の創り手となる子どもたちに必要な力を育むために、端末の活用に向けた着実な人材育成と現場における段階的な活用のステップアップが必要です。また、取組を進めながら、社会状況や国の動向、技術進歩などの変化にも確実に対応していく必要があります。
- 性的マイノリティへの理解促進や、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見への対応、かわさきパラムーブメントの理念浸透、「差別のない人権尊重のまちづくり条例」の理念やしくみの普及・啓発など、さまざまな観点から学校における子どもの権利学習や多文化共生教育等の人権尊重教育を推進していく必要があります。
- 将来を担う児童生徒が、生涯「健康」な生活を送るために、引き続き小中 9 年間にわたる「健康給食」を提供し、体系的・計画的な食育を推進する必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 持続可能な社会の実現など新学習指導要領の視点に沿った適切な対応
- ★ 小学校から高等学校までの計画的・系統的な「キャリア在り方生き方教育」の推進
- ★ すべての子どもの「分かる」をめざして、教育データを活用したきめ細かな指導・学びの推進
- ★ 情報活用能力を基盤として、未来社会の創り手を育む「かわさきGIGAスクール構想」の推進
- ★ 人権尊重を根幹とした教育活動の更なる推進
- ★ 小中 9 年間にわたる「健康給食」の推進及び学校給食を活用した更なる食育の充実

4 直接目標

- すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	75.9 % (平成26 (2014) 年度：小 6) 66.7 % (平成26 (2014) 年度：中 3)	73.0 % (令和3 (2021) 年度：小 6) 66.0 % (令和3 (2021) 年度：中 3)	77.0 % 以上 (平成29 (2017) 年度：小 6) 68.0 % 以上 (平成29 (2017) 年度：中 3)	81.0 % 以上 (令和3 (2021) 年度：小 6) 74.0 % 以上 (令和3 (2021) 年度：中 3)	82.0 % 以上 (令和7 (2025) 年度：小 6) 75.0 % 以上 (令和7 (2025) 年度：中 3)
「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査)	第3期実施計画 から新たに設定	78.5 % (令和2 (2020) 年度：小 5) 66.4 % (令和2 (2020) 年度：中 2)	— —	— —	82.0 % 以上 (令和7 (2025) 年度：小 5) 75.0 % 以上 (令和7 (2025) 年度：中 2)
「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査)	88.3 % (平成26 (2014) 年度：小 5) 73.4 % (平成26 (2014) 年度：中 2)	90.1 % (令和2 (2020) 年度：小 5) 80.8 % (令和2 (2020) 年度：中 2)	90.0 % 以上 (平成29 (2017) 年度：小 5) 75.0 % 以上 (平成29 (2017) 年度：中 2)	93.0 % 以上 (令和3 (2021) 年度：小 5) 80.0 % 以上 (令和3 (2021) 年度：中 2)	94.0 % 以上 (令和7 (2025) 年度：小 5) 82.0 % 以上 (令和7 (2025) 年度：中 2)
「学習がすきだ、どちらかといえばすきだ」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査)	第2期実施計画 から新たに設定	73.9 % (令和2 (2020) 年度：小 5) 64.5 % (令和2 (2020) 年度：中 2)	— —	80.0 % 以上 (令和3 (2021) 年度：小 5) 65.0 % 以上 (令和3 (2021) 年度：中 2)	81.0 % 以上 (令和7 (2025) 年度：小 5) 67.0 % 以上 (令和7 (2025) 年度：中 2)
「授業で学んだことは、将来、社会に出たときに、役に立つ、どちらかといえば役に立つ」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査)	第2期実施計画 から新たに設定	90.9 % (令和2 (2020) 年度：小 5) 80.5 % (令和2 (2020) 年度：中 2)	— —	96.0 % 以上 (令和3 (2021) 年度：小 5) 79.0 % 以上 (令和3 (2021) 年度：中 2)	97.0 % 以上 (令和7 (2025) 年度：小 5) 81.0 % 以上 (令和7 (2025) 年度：中 2)
体力テストの結果 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査) ※神奈川県の平均値を100とした際の本市の値	99.7 (平成26 (2014) 年度：小 5 男) 99.4 (平成26 (2014) 年度：小 5 女) 92.9 (平成26 (2014) 年度：中 2 男) 94.5 (平成26 (2014) 年度：中 2 女)	100 (令和元 (2019) 年度：小 5 男) 100 (令和元 (2019) 年度：小 5 女) 94.6 (令和元 (2019) 年度：中 2 男) 96.5 (令和元 (2019) 年度：中 2 女)	100 以上 (平成29 (2017) 年度：小 5 男) 100 以上 (平成29 (2017) 年度：小 5 女) 100 以上 (平成29 (2017) 年度：中 2 男) 100 以上 (平成29 (2017) 年度：中 2 女)	101 以上 (令和3 (2021) 年度：小 5 男) 101 以上 (令和3 (2021) 年度：小 5 女) 100 以上 (令和3 (2021) 年度：中 2 男) 100 以上 (令和3 (2021) 年度：中 2 女)	102 以上 (令和7 (2025) 年度：小 5 男) 102 以上 (令和7 (2025) 年度：小 5 女) 100 以上 (令和7 (2025) 年度：中 2 男) 100 以上 (令和7 (2025) 年度：中 2 女)
学校給食の残食率 (小学校) (教育委員会調べ) ※残食率の高さや栄養の観点から重点 5 項目とする品目 (白米、変わり飯、卵類、豆製品、藻類) の改善の割合	第3期実施計画 から新たに設定	6.1 % (令和2 (2020) 年度：白米) 7.0 % (令和2 (2020) 年度：変わり飯) 7.3 % (令和2 (2020) 年度：卵類) 7.0 % (令和2 (2020) 年度：豆製品) 7.6 % (令和2 (2020) 年度：藻類)	— — — — —	— — — — —	5.46 % 以下 (令和7 (2025) 年度：白米) 5.41 % 以下 (令和7 (2025) 年度：変わり飯) 4.50 % 以下 (令和7 (2025) 年度：卵類) 4.95 % 以下 (令和7 (2025) 年度：豆製品) 5.04 % 以下 (令和7 (2025) 年度：藻類)
学校給食の残食率 (中学校) (教育委員会調べ) ※残食率の高さや栄養の観点から重点 5 項目とする品目 (白米、変わり飯、豆類、野菜類、藻類) の改善の割合	第3期実施計画 から新たに設定	21.2 % (令和2 (2020) 年度：白米) 13.3 % (令和2 (2020) 年度：変わり飯) 15.1 % (令和2 (2020) 年度：豆類) 15.9 % (令和2 (2020) 年度：野菜類) 17.2 % (令和2 (2020) 年度：藻類)	— — — — —	— — — — —	12.30 % 以下 (令和7 (2025) 年度：白米) 9.24 % 以下 (令和7 (2025) 年度：変わり飯) 11.29 % 以下 (令和7 (2025) 年度：豆類) 10.50 % 以下 (令和7 (2025) 年度：野菜類) 11.08 % 以下 (令和7 (2025) 年度：藻類)

総
論

10
年
戦
略

基本政策 1

基本政策 2

政策体系別計画

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区
計
画

進
行
管
理
・
評
価

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
キャリア在り方生き方教育推進事業 将来の社会的自立に必要な能力や態度を育む教育を全校でより効果的に実践するため、啓発資料の配布や研修により、「キャリア在り方生き方教育」についての理解を深めるとともに、指導体制の構築や、家庭との連携を図ります。	●各学校におけるカリキュラム・マネジメントに基づいた教育活動の充実 ○キャリア在り方生き方教育の実施 ・全校実施（H28から） ○担当者研修の実施 研修実施回数：3回 ○多様性を尊重する教育の計画的・系統的な推進に向けた支援 ・各学校における取組の調査 ●「キャリア在り方生き方ノート」及び「キャリアパスポート」を活用した取組の推進 ○「キャリア在り方生き方ノート」及び「キャリアパスポート」の配布・活用 ・小・中学校・高等学校への配布・活用 ○ICTを活用したポートフォリオの作成・活用 ●研究推進校での研究結果等を活かした、キャリア在り方生き方教育の推進 ○情報交換会、研究推進校報告会の開催 情報交換会：3回 研究推進校報告会：1回 ●広報等による保護者等への理解促進 ・リーフレットの作成・配布	・各学校における取組の実施 ・担当者研修の実施 ・実践事例集の作成・配布 ・各校における取組の推進 - 継続実施 ・ICTを活用したポートフォリオ作成の検討 ・ICTを活用したポートフォリオ活用・検証 ・情報交換会、研究推進校報告会の開催 ・研究推進校における現代的諸課題に対応したカリキュラム・マネジメントの研究支援 ・推進校における研究支援 - 継続実施				事業推進
学力調査・授業改善研究事業 子どもたちの資質・能力の定着状況を把握するために調査・研究を行い、その結果を活用して、子どもたちが「分かる」を実感できる授業づくりを推進します。	●市学習状況調査・市学習診断テストの実施及び結果の活用推進 ○調査・テストの実施及び個票配布 ・市学習状況調査（小5・中2）・市学習診断テスト（中1・中3）の実施 ○「生活や学習に関するアンケート」調査の実施及び調査結果の活用 ・調査実施（小5、中2） ○結果を踏まえた授業改善や家庭学習・自主学習の支援 ・調査結果を踏まえた授業改善や家庭学習・自主学習の支援 ●全国学力・学習状況調査の結果に基づく、各学校における授業改善の推進 ○各学校における結果報告書の作成 ・報告書作成 ○数値目標の設定等による授業改善の推進 ・数値目標の設定等による授業改善 ●実践事例集の活用による指導力の向上 ・学習指導要領の改訂内容に対応した実践事例集の作成・配布	・小4～中3への対象学年の拡充に向けた調査項目・実施方法等の検討 ・モデル校（小2校、中1校）での試行 ・検討結果に基づく調査の全校実施 ・調査の継続と結果のフィードバック ・小4～中3への対象学年の拡充に向けた調査項目・実施方法等の検討 ・モデル校（小2校、中1校）での試行 - 継続実施 - 継続実施 ・更なる授業改善の検討・実施 - 継続実施				事業推進

施策 2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
きめ細かな指導推進事業 習熟の程度に応じた、きめ細かな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。	●GIGA端末導入や学習状況調査の効果を踏まえた有効な指導に向けた研究実践の推進 ・各学校における研究実践の推進 継続実施					事業推進
	●研究成果を活かした、習熟の程度に応じた学習など、きめ細かな指導・学びの推進 ・小中9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導の充実 ・研究の成果を活かした取組の実施 継続実施					
	・手引き等を活用した取組の実施 ・「きめ細かな指導 実践編」を活用した取組の実施 継続実施					
	・映像教材などを活用した取組の充実 継続実施					
	・学校の実情に応じた取組の実施 ・学校の実情に応じた取組の充実					
英語教育推進事業 外国人と直接コミュニケーションを図る機会を増やし、異文化を受容する態度を育成するため、研修の充実により教員の指導力の向上を図るとともに、外国語指導助手（ALT）を活用する等、英語教育を推進します。	●文部科学省の中央研修等を活用した、英語教育推進リーダーの養成と活用 ・英語教育推進リーダーの養成と活用 養成数（累計）：24人 ・英語教育推進リーダーの活用					事業推進
	●ALTの配置・活用による英語教育の推進 配置数 小・中学校：107人 小・中学校：107人 高等学校：6人 高等学校：6人					
	●各校における指導体制の充実 ・小学校における中核英語教員（CET）研修の実施 ・各校1名以上参加の研修の実施 継続実施					
	・中学校、高等学校における各校1名以上参加の外国語教育指導力向上研修の実施 ・各校1名以上参加の研修の実施 継続実施					
	・大学と連携した各種講座や外部試験受験の促進に向けた取組の推進 中学校英語二種免許 受講者数：2人 取得講習の受講者数：13人 小学校外国語教授基礎論講座の受講者数：35人 ・事業終了（R4.9）					
	・小学校英語強化非常勤講師（ERT）の小学校への派遣 派遣回数：69校 ・事業終了（R5.3） ・小学校外国語（英語）教員養成課程修了者の採用 ・採用実施					
理科教育推進事業 理科支援員の配置や中核的理科教員（CST）の養成などにより、若い教員の授業力向上や観察・実験の機会の充実を図り、子どもたちが興味・関心を持って主体的に学習に取り組める魅力ある理科教育を推進します。また、企業や研究機関、大学と連携して、技術者、研究者による派遣授業などの実施を支援します。	●理科支援員配置による理科教育の推進 ・全小学校に配置 ・理科支援員の継続的な配置					事業推進
	●横浜国立大学と連携した中核的理科教員（CST）の養成及び活用の推進 ・CST養成プログラムの実施 CST養成数（累計）：73人 CST養成数（累計）：75人 CST養成数（累計）：77人 CST養成数（累計）：79人 CST養成数（累計）：81人					
	・CSTによる理科指導力向上のための教員研修の実施 CSTによる研修数：4講座 CSTによる研修数：4講座 CSTによる研修数：4講座 CSTによる研修数：4講座 CSTによる研修数：4講座					
	●先端科学技術者の派遣授業の実施 派遣回数：16回 実施回数：16回 実施回数：16回 実施回数：16回 実施回数：16回					

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進化管理・評価

施策 2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進

事務事業名	事業内容・目標					
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
読書のまち・かわさき推進事業 子どもから大人までが読書に親しめるよう、さまざまな読書活動を推進するため、学校司書の配置による読書環境の整備など、「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」に基づく取組を推進します。	●「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」に基づく事業推進 ・第4次計画の策定	・計画に基づく取組の推進			・次期計画の策定	事業推進
	●総括学校司書及び学校司書配置による学校図書館の充実 総括学校司書配置数：21人 学校司書配置数：56校	総括学校司書配置数：21人 学校司書配置数：70校	総括学校司書配置数：21人 学校司書配置数：92校	総括学校司書配置数：21人 学校司書配置数：全小学校		
	●図書ボランティアによる読書活動の推進 ・読み聞かせ等の実施	継続実施				
	●司書教諭・図書担当教諭や総括学校司書・学校司書、図書ボランティアの資質向上のための研修の実施 R1実施回数：31回	実施回数：31回	実施回数：31回	実施回数：31回	実施回数：31回	
	●川崎フロンターレ等との連携による読書活動の推進 ・啓発資料の配布やイベントの実施	・連携した取組の実施				
子どもの音楽活動推進事業 音楽のすばらしさを味わい、体験することを通して、子どもたちの豊かな感性を育み、生涯を通じて音楽を愛好する心情を育てられるよう、本格的なオーケストラ鑑賞や、市内の貴重な音楽資源を活用した音楽の体験活動を推進します。	●「子どものためのオーケストラ鑑賞」の実施 体験者数：9,708人（99校）	体験者数：10,000人以上	体験者数：10,000人以上	体験者数：10,000人以上	体験者数：10,000人以上	事業推進
	●ミュージアム川崎フォニーホールを舞台とした「子どもの音楽の祭典」の実施 ・事業実施	継続実施				
	●市内音楽大学と連携した「ジュニア音楽リーダー」（中学生）の育成 実施校数：20校	実施校数：20校	実施校数：20校	実施校数：20校	実施校数：20校	
人権尊重教育推進事業 「子どもの権利に関する条例」や「差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、子どもたちの人権感覚や人権意識の育成、教職員の指導力の向上に向けた取組を推進します。	●人権尊重教育推進会議の開催を通じた人権尊重教育についての情報共有や意見交換の実施 開催：年1回	・人権尊重教育推進会議を通じた情報共有や意見交換の実施				事業推進
	●人権尊重教育研究推進校・実践校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施 R2研修参加者数：2,878人（PTAは中止）	研修参加者数：3,053人以上	研修参加者数：3,053人以上	研修参加者数：3,053人以上	研修参加者数：3,053人以上	
	●人権尊重教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用 ・教材内容の改善及び効果的な活用	継続実施				
	●子どもの権利学習派遣事業の実施 派遣学級数：113学級	派遣学級数：122学級	派遣学級数：122学級	派遣学級数：122学級	派遣学級数：122学級	
	●学校におけるさまざまな人権課題に関する周知・啓発 ・各種関係団体による啓発資料の周知	継続実施				
		・新たな人権課題に関する啓発資料の作成・周知				
多文化共生教育推進事業 子どもたちの異文化理解と相互尊重をめざした学習を推進します。また、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。	●さまざまな国や地域の文化を伝える外国人市民等を講師として派遣する「多文化共生ふれあい事業」の推進 派遣校数：78校（212人）	派遣校数：62校（187人）	派遣校数：62校（187人）	派遣校数：62校（187人）	派遣校数：62校（187人）	事業推進
	●外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報共有や意見交換の実施 開催：年1回	・外国人教育推進連絡会議の開催				
	●各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換の実施 ・実践事例報告会や事業説明会の開催	・実践事例報告会や事業説明会を活用した情報交換の実施				

施策 2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
子どもの体力向上推進事業 児童生徒の健全な心身の育成をめざし、地域スポーツ人材を活用しながら学校体育活動を充実するなど、児童生徒の体力向上につながる取組を進めます。	●中学校総合体育大会、市立小学校地区別運動会、小学校陸上記録会の実施 ・各種大会の実施	継続実施				事業推進
	●休み時間等を活用した外遊びや長縄跳びなどに取り組む「キラキラタイム」の推進 実施校数：全小学校（114校）	・全小学校での「キラキラタイム」の実施				
	●部活動実施への支援 ○技術的指導を行う部活動指導者の派遣 派遣数：55人	・部活動指導員の派遣				
	○全国大会等出場者への旅費等の補助 ・旅費等の補助	継続実施				
健康教育推進事業 健やかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。	●新型コロナウイルス感染症防止対策の推進 ・感染対策用品の配布等の実施	・学校の状況に応じた継続的な支援				事業推進
	●喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康教育の推進 ・保健の授業等における喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の教育の実施	継続実施				
	●児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応の推進 ・食物アレルギー研修の実施	・養護教諭や栄養士等を対象とした研修の実施				
	●学校保健安全法に基づく各種健康診断の実施 ・各種健康診断の実施	継続実施				
	●スクールヘルスリーダー派遣による若手の養護教諭等への支援 派遣校数：6校	・スクールヘルスリーダーの派遣				
	●学校における健康教育充実に向けた支援 ・国等による通知や方針の周知	継続実施				
		・児童生徒の健康保持に向けた学校への支援策の研究・実施	・研究・実施結果に基づく取組の推進			

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策4

基本政策5

区計画

進化管理・評価

施策 2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
健康給食推進事業 児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効果的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。	●川崎らしい特色ある「健康給食」の推進 ○食材や味付けにこだわった、健康的で、美味しい給食の提供 ・給食の提供	継続実施				事業推進
	○生産者など多様な主体と連携した食育の推進 ・「かわさきそだち」を使用した給食提供	継続実施				
	○小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進 ・学校における食に関する指導の手引きに基づいた取組の推進	継続実施				
	○レシピ動画等の市民への情報発信 配信本数：3本	・レシピ動画等の配信				
	●中学校完全給食の円滑な実施 ・センター方式48校、自校方式2校、小中合築方式2校による中学校全校での実施 ・学校給食センターPFI事業モニタリングの実施	継続実施				
	●小学校及び特別支援学校の給食充実に向けた取組の推進 ○老朽機器等の計画的更新 ・機器等の更新	継続実施				
	○退職動向等に合わせた給食調理業務の委託化 委託実施校：65校	・退職動向等に合わせた委託化の推進				
	●安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援 ・補助金支給	・運営支援内容の検討	・検討結果に基づく取組の推進			
	●学校給食費の適正な徴収 ・学校給食費の公会計化の実施	・徴収状況を踏まえた取組の推進				
		・多様な納付方法の検討	・検討結果に基づく取組の推進			
教育の情報化推進事業 「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づき、ICT機器整備や学校業務の効率化に向けた取組を推進します。	●「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく事業推進 ・計画の改定（予定）	・計画に基づく取組の実施			・計画の改定	事業推進
	●情報化推進モデル校を活用した取組の推進 ・推進モデル校2校における取組の検証と検証結果を活かした取組の推進	継続実施				
	●情報モラル教育の充実 ・道徳や総合的な学習の時間等を活用した情報モラル教育の実施	・判断力の育成など情報モラル教育の充実と家庭との連携推進				
	●学習活動等で必要となるICT機器の更新・整備 ・ICT機器の更新・整備	・GIGA端末導入に伴う小中学校のPC教室等の見直し				
	●校務支援システムの活用を中心とした教職員の働き方改革の推進 ・研修開催やサポートデスク等による各学校への支援	継続実施				
	・授業・学習系データと校務系データの連携による効率化の検討	・授業・学習系データと校務系データの連携による効率化の検討と検討結果に基づく取組の推進				
	●ネットワーク環境の充実に向けた取組の推進 ・ネットワーク環境のあり方の検討	・ネットワーク環境のあり方の検討と検討結果に基づく取組の推進				

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
かわさきGIGAスクール構想推進事業 「かわさきGIGAスクール構想」に基づき、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、スタディ・ログの効果的な活用等の取組を推進します。	●「かわさきGIGAスクール構想」に基づく着実な人材育成と現場におけるステップアップの支援 ○段階的なステップアップの実現を支える教職員のスキル向上に向けた研修の実施と授業での活用 ・ステップ0・1の実現を支える教職員のスキル向上に向けた研修の実施 ・段階的なステップアップに応じた児童生徒の情報活用能力の育成 ○研究推進協力校における取組の支援と共有による事業の充実 協力校：12校 ・協力校における取組の支援と検証 ○ICT活用研修の充実と各教科・各校種における活用の推進 研修実施数：179回 ・研修の充実と各教科・各校種における活用の推進 ○ICT活用に関する技術的支援 ・ICT支援業務の実施					事業推進
	●学校での活用を促進する人的支援 ○情報交換会等を含むGSL（GIGAスクール構想推進教師）研修や要請訪問研修の実施 GSL研修会参加者数：延べ1,333人 要請訪問研修実施数：47回 ・GSL研修会や要請訪問研修の実施					
	●教科用デジタルコンテンツ等の活用に向けた検討 ・デジタル教科書実証事業重点校での調査と活用方法の検討 ・副読本のデジタル化支援と活用の促進 ・デジタル教科書の活用に関する研究と取組の推進 継続実施					
	●学習履歴（スタディ・ログ）など教育データの整理と活用 ○教育データの利活用に向けた整理 ・個人・学級単位の学習履歴など教育データの活用に向けた研究 ・市・学校・学級・個人単位でのスタディログ・収集と活用に向けた研究 ・指導・評価の改善 ○GIGA端末における教育データの活用状況の調査及び指導・改善に向けた取組の実施 ・GIGA端末における教育データの活用状況の調査 ・指導・評価の改善への反映					
	●児童生徒数の増加等に対応したGIGA端末及び通信環境の充実 ○GIGA端末及び通信環境の充実 ・児童生徒数の増加等に応じた各種環境の整備 継続実施 ・利用状況に対応した通信環境の確保に向けた調査・検討 ・調査・検討結果に基づく取組の推進					
	○利用アカウントの適切な管理 ・利用アカウントの発行、管理等の効率的な運用 継続実施					

施策 2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
魅力ある高校教育の推進事業 「市立高等学校改革推進計画」に基づき、生徒・保護者・市民のニーズに応じた魅力ある高校づくりを進めるとともに、川崎高等学校及び附属中学校における中高一貫教育や、定時制課程の生徒の自立支援の推進を図ります。	●「市立高等学校改革推進計画」に基づく取組の推進 ○魅力ある普通科教育の推進 ・カリキュラム・マネジメントの充実に向けた検討 ・キャリア教育の推進 ○定時制における学びの充実 将来の自立に向けた学習や就職等の相談・支援の実施：3校 ・日本語指導の充実 ○学び直しや特別な支援の実施に向けた検討	・カリキュラムの効果的な実施 継続実施 将来の自立に向けた学習や就職等の相談・支援の実施：全校 継続実施 ・在県外国人特別募集枠の設置 ・検討結果に基づく取組の推進				
						事業推進
道徳教育推進事業 児童生徒が、生命を大切に する心や他者と協調し他人 を思いやる心、善悪の判断な どの規範意識等の道徳性を 養うことができるよう、「特別 の教科 道徳」を要として、学 校教育全体を通じて行う道 徳教育の充実を図ります。	●高等学校における聴講生制度、図書館開放、開放講座の実施 聴講生制度：2コマ 図書館開放：1校 開放講座：6講座（R1） ●川崎高等学校及び附属中学校における一貫した体系的・継続的な教育の推進 ・中高一貫教育の推進 ●多様な主体との協働に向けた体制づくりと取組の推進 ・橋・幸高校における体制づくりと取組の推進 ・高津高校におけるキャリア教育科目の調査・研究	・聴講生制度、図書館開放、開放講座の実施 継続実施 ・3校における取組の推進 ・川崎高校における取組の検討 ・総合科学高校における取組の検討				
道徳教育推進事業 児童生徒が、生命を大切に する心や他者と協調し他人 を思いやる心、善悪の判断な どの規範意識等の道徳性を 養うことができるよう、「特別 の教科 道徳」を要として、学 校教育全体を通じて行う道 徳教育の充実を図ります。	●学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた道徳教育の推進 ○各校における道徳教育の充実 ・各校における取組の推進 ○指導体制の充実 道徳教育推進教師研修の実施：2回 経験5年目以下の教員を対象とした研修の実施：2回 「いのち・心の教育」に関する研修の実施：1回	継続実施 ・道徳教育推進教師研修、経験5年目以下の教員を対象とした研修、「いのち・心の教育」に関する研修の実施				
						事業推進

施策2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

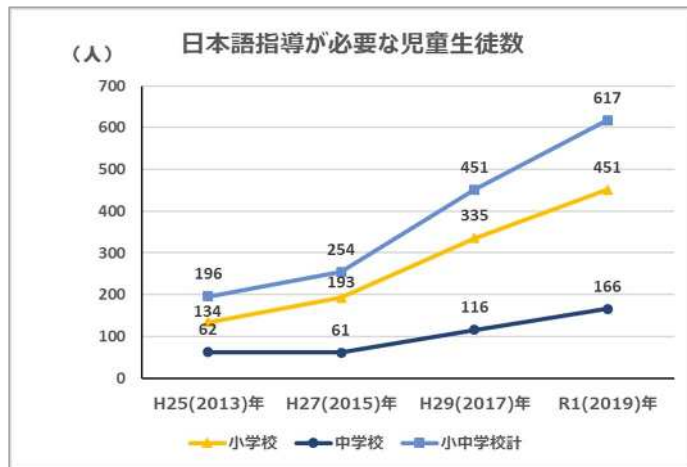


1 これまでの主な取組状況

- 本市では、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒が増加傾向にあるとともに、通常の学級においても発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境など、さまざまな支援を必要とする児童生徒が増加しており、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な相談・指導・支援に取り組んでいます。特に不登校児童生徒数の増加については、国における「不登校というだけで問題行動であると受け止められないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うこと」という考え方に則り、一人ひとりの状況に応じた支援に取り組んでいます。
- このような状況に対応するため、児童支援コーディネーターを小学校全校に配置するとともに、令和2（2020）年度までに、中学校31校において支援教育コーディネーターを配置し、生徒指導担当と協働することで、教育的ニーズの把握と不登校等の未然防止を図りました。
- 外国につながりのある児童生徒に対して、日本語指導をはじめとする多様な教育的ニーズに応じた支援を行うために、令和2（2020）年度に支援体制の見直しを行い、更なる充実を図りました。



資料：「市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果」



資料：「神奈川県公立小・中学校における外国につながりのある児童・生徒在籍状況調査結果」

2 施策の主な課題

- 特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加傾向にあり、また、障害も重度・重複化、多様化していることから、さまざまな障害に応じた専門的な教育や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援、施設の狭あい化への対応など教育環境の整備が課題となっています。
- 子どもたちを取り巻く課題が多様化、複雑化する中で、不登校児童生徒の増加への対応や発達障害のある子どもへの支援など、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、きめ細かな相談・指導・支援に取り組むため、学校における支援体制の構築や、専門機関との連携のしくみづくり、発達の段階に応じた切れ目のない支援策等を検討する必要があります。
- 特に不登校児童生徒への支援については、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要があることから、不登校による学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクに配慮した支援が求められます。
- 経済的理由のために学習機会が失われることのないよう、国や県等による経済的負担の軽減施策の動向を踏まえた適切な就学支援等が求められています。

3 施策の方向性

- ★ 障害の有無に関わらずすべての子どもが共に学び合えるインクルーシブ教育システムの構築
- ★ 特別支援学校の狭あい化への対応など計画的な施設整備の推進
- ★ 特別な支援が必要な児童生徒の増加や外国につながる児童生徒への対応、不登校支援に関する国の方針を踏まえた、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実
- ★ 福祉部門等との連携強化など、教育分野における子どもの貧困対策等の推進

4 直接目標

- 支援が必要な児童生徒の学習環境を向上させる

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
支援の必要な児童※の課題改善率（小学校） （教育委員会調べ） ※学校が調査した、発達障害等、支援が必要な子どもの数	81.8 % (平成26（2014）年度）	90.9 % (令和 2（2020）年度）	88.0 %以上 (平成29（2017）年度）	95.0 %以上 (令和 3（2021）年度）	97.0 %以上 (令和 7（2025）年度）
1,000人あたりの暴力行為発生件数（中学校） （教育委員会調べ）	8.29 件 (平成26（2014）年度）	5.05 件 (令和 2（2020）年度）	8.22 件以下 (平成29（2017）年度）	6.88 件以下 (令和 3（2021）年度）	6.70 件以下 (令和 7（2025）年度）
いじめの解消率 （教育委員会調べ） ※（解消した件数／認知件数） ×100	65.8 % (平成26（2014）年度：小学校） 83.2 % (平成26（2014）年度：中学校）	70.2 % (令和 2（2020）年度：小学校） 76.5 % (令和 2（2020）年度：中学校）	80.0 %以上 (平成29（2017）年度：小学校） 90.0 %以上 (平成29（2017）年度：中学校）	85.0 %以上 (令和 3（2021）年度：小学校） 92.0 %以上 (令和 3（2021）年度：中学校）	85.5 %以上 (令和 7（2025）年度：小学校） 92.0 %以上 (令和 7（2025）年度：中学校）
支援の必要な生徒※の課題改善率（中学校） （教育委員会調べ） ※学校が調査した、発達障害等、支援が必要な生徒の数	第3期実施計画 から新たに設定	74.5 % (令和 2（2020）年度）	—	—	80.0 % (令和 7（2025）年度）
通常の学級に在籍する個別の指導計画の作成が必要な児童生徒に対して計画を作成した割合（小・中学校・高等学校） （教育委員会調べ）	第3期実施計画 から新たに設定	— (令和 3（2021）年度調査による）	—	—	100 % (令和 7（2025）年度）
市立特別支援学校卒業生のうち、就労した生徒の 1 年後の就労定着率 （教育委員会調べ）	第 3 期実施計画 から新たに設定	93.9 % (令和元（2019）年度）	—	—	100 % (令和 7（2025）年度）

総
論

10
年
戦
略

基本政策 1

基本政策 2

政策体系別計画

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区
計
画

進
行
管
理
・
評
価

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
特別支援教育推進事業 「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。	●特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援 ・特別支援学校と通級指導教室の担当教員による各校の支援	継続実施				事業推進
	●小・中学校通級指導教室の充実 ・通級指導教室の設置校における指導 小学校言語・情緒関連：各区 中学校情緒関連：市内3カ所	・小・中学校通級指導教室における指導				
	・通級指導体制の充実 ・通級指導体制の充実にに向けた巡回方式の試行実施	・エリア拠点校の設置と巡回方式による通級指導体制の充実 ・知能・発達検査体制強化に向けた検討	・検討結果に基づく取組の推進			
	●個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進 ・指導計画作成とサポートノートを活用した引継ぎ	継続実施				
	●特別支援教育研修の実施による教員の専門性の向上 必修研修：19回 希望研修：10回	・特別支援教育研修の実施				
	●医療的ケアを必要とする児童生徒への支援 ・児童生徒の実情に合わせた看護師の派遣	継続実施				
	●長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施 ・長期入院・入所児童生徒への指導者配置	継続実施				
	●一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校における特別支援教育サポーターの配置 R2配置回数：21,092回	・特別支援教育サポーターの配置				
	●小・中学校の特別支援学級への助成支援人材の配置 配置校数：10校	・学校の実情に応じた継続配置				
	●福祉部門と連携した一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の実施 ・福祉と連携した教育支援の充実	継続実施				
	●社会的自立に向けた就労支援の実施 ・高等部における就労に向けた職業教育の実施	・関係機関との連携による支援の充実				
	●特別支援学校の計画的な施設整備 ・中央支援学校大戸分教室の増築 ・基礎調査の実施	・校舎等の設計・工事		完成		
	・中央支援学校高等部分教室の整備 ・基本計画の策定及び学校化に向けた検討	・校舎等の設計・工事 ・学校化に向けた検討結果に基づく取組の推進				校舎完成（R8）（2026）
	・受入枠拡充に向けた神奈川県との調整 ・神奈川県との協議の実施	・県立特別支援学校新設に向けた取組の推進				事業推進
	●児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進 ・児童生徒の実態に応じて各校で実施	継続実施				

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
共生・共育推進事業 豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定」の活用により、子どもへの理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。	●各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」の推進 ○各学校における授業の実施 ・年間6時間（標準）の授業の実施 ○担当者研修の実施 研修の実施：年2回 ・担当者研修の実施 ○ICTを活用したエクササイズと効果測定の検証 ・研究協力校でのICTを活用したエクササイズと効果測定の検証 ・各学校でのICTを活用したエクササイズと効果測定実施の支援 ○エクササイズ集を活用した取組の実施 ・GIGA端末に対応したエクササイズ集の見直し					事業推進
		継続実施				
児童生徒支援・相談事業 不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等を配置し、活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。	●支援教育コーディネーターを中心とした児童生徒支援の推進 ○支援教育コーディネーターの配置 小学校：全校 中学校：41校 小学校：全校 中学校：全校 ○コーディネーターのスキルアップに向けた研修の実施 研修の実施：8回 ・研修の実施 ●スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーを活用した専門的相談支援の充実 ○スクールカウンセラーの配置 ・全中学校・高等学校への配置 ・カウンセラーによる専門的支援の充実 ○学校巡回カウンセラーの派遣 ・全小学校、特別支援学校への要請派遣 ・小学校、特別支援学校への定期派遣の推進 ●スクールソーシャルワーカーによる学校・家庭等への支援及び関係機関との連携強化 配置：8名 ・各学校への要請訪問と巡回型による支援に向けた検討・試行 配置：11名 ・各学校への要請訪問と巡回派遣による支援の充実 配置：12名 配置：13名 配置：14名					事業推進
教育機会確保推進事業 不登校の児童生徒の居場所として「ゆうゆう広場」を運営し、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、社会的自立につなげるとともに、中学校夜間学級の運営を行い、教育の機会確保を図ります。	●不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援のための居場所としての「ゆうゆう広場」の運営 ・市内6か所の運営 継続実施 ●子どもたちの目線により近い支援・相談のためのメンタルフレンドの配置・活用 配置：20名 ・メンタルフレンドの配置・活用 ●既卒者の学び直しを含む多様なニーズに対応する夜間学級の運営 ・夜間学級の運営による一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実 ・西中原中学校夜間学級の運営 継続実施 ○入学及び編入相談の充実 ・希望者に対する入学及び編入相談の充実 継続実施 ●GIGA端末等を活用した長期欠席・不登校等の児童生徒への支援 ・オンライン授業やデジタル教材による児童生徒への支援 ・端末活用等による児童生徒への支援の充実 ●不登校特例校など不登校対策の充実に向けた取組の推進 ・不登校特例校など不登校対策の充実に向けた検討 ・事例研究・ICT活用 ・不登校特例校設置可能性の検討 ・検討結果を踏まえた取組の推進					事業推進

施策 2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業 学校と関係機関が連携して、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・支援体制の整備を進めます。また、日本語指導初期支援員を配置するとともに、特別の教育課程による日本語指導体制の充実を図ります。	●海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ・教育相談の実施	継続実施				事業推進
	●初期段階の日本語学習と学校生活への適応支援 R2新たに日本語指導初期支援員を配置した児童生徒数：168名	・日本語指導初期支援員の配置				
	●特別の教育課程による日本語指導の実施 ・国際教室の設置及び非常勤講師の配置 国際教室設置校数：44校 巡回非常勤講師配置校数：75校 ・国際教室担当者等への研修の実施 研修の実施：4回	・国際教室の設置及び非常勤講師の配置 ・国際教室担当者等への研修の実施				
	●多言語を用いた保護者等との円滑なコミュニケーション手段の確保 ・通訳機器の配置 ・通訳機器等、ICT機器の活用	継続実施				
	・通訳・翻訳の充実 ・通訳・翻訳支援業務の外部委託	継続実施				
	●円滑な就学に向けた支援 ・就学前の学校説明会「プレスクール」の開催 開催数：7回	・プレスクールの開催				
	・就学案内及び就学状況の把握による就学機会の確保 ・就学案内及び就学状況の把握	継続実施				
	●確実な就学援助費の支給による支援 ・新入学児童生徒学用品費の入学前支給 ・入学前の学用品費の迅速な支給	継続実施				事業推進
	・就学援助システムを活用した円滑な認定及び支給の実施 ・システムを活用した迅速な認定及び支給	継続実施				
	●特別支援教育就学奨励費の支給による支援 ・円滑な支給	継続実施				
就学等支援事業 就学援助費や特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金など、経済的支援を行うとともに、法令等に基づく、就学事務を適正に執行します。	●就学事務システムによる就学事務の円滑な実施 ・就学事務の実施	継続実施				
	●高等学校奨学金の支給及び大学奨学金の貸付による支援 ・円滑な支給・貸付	継続実施				

施策2-2-3 安全で快適な教育環境の整備



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 子どもたちの安全を確保するために、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、さまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進するとともに、全校で防災教育を推進し、各学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上に向けた取組を行っています。
- 学校施設長期保全計画に基づく計画的な改修（再生整備と予防保全）により、学校施設の老朽化対策、質的改善、環境対策等を実施し、教育環境の改善を図るとともに、施設の長寿命化による財政支出の縮減と平準化を進めています。また、トイレの快適化やバリアフリー化など、教育環境の向上に取り組んでいます。
- 児童生徒の増加に的確に対応し、良好な教育環境を維持するため、教室の転用や増築等の対応に計画的に取り組むとともに、令和元（2019）年度に開校した小杉小学校に続く、令和7（2025）年度の新川崎地区新設小学校の開校に向けた取組を進めています。

安全で快適な教育環境の整備（実施例）

トイレの快適化

ウェット式の旧式トイレ



和式トイレ



ドライ式の清潔なトイレ



洋式トイレ



小杉小学校の新設

令和元（2019）年4月開校



2 施策の主な課題

- 登下校時の事故や事件、また地震や水害などの自然災害等が各地で起きていることから、すべての子どもが安全で安心な環境で教育を受けられるよう、自らの命を守るための取組や、通学路や学校施設等の安全確保が必要です。
- 学校施設の老朽化対策として、「学校施設長期保全計画」に基づく再生整備と予防保全により長寿命化を図るとともに、経年劣化に伴う空調設備の更新や、エレベーター設置によるバリアフリー化推進など、教育環境の更なる向上が求められています。
- 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下、「義務標準法」という。）による小学校における35人学級の段階的な実施や、大規模集合住宅等の開発動向等も踏まえ、良好な教育環境を維持していくことが必要です。

3 施策の方向性

- ★ 事件・事故、災害から子どもたちを守る取組の推進
- ★ 「学校施設長期保全計画」に基づく取組の着実な推進
- ★ 快適な学習環境の確保に向けた設備更新
- ★ 地域ごとの児童生徒数の動向や義務標準法の改正に伴う影響を踏まえた良好な教育環境整備の推進

4 直接目標

- 安全で快適に過ごせる学習環境を整える

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
児童生徒の登下校中の事故件数 (教育委員会調べ)	29 件 (平成22(2010)～26 (2014)年の平均)	35.6 件 (平成28(2016)～令和2 (2020)年の平均)	27 件以下 (平成25(2013)～29 (2017)年の平均)	25 件以下 (平成29(2017)～令和3 (2021)年の平均)	23 件以下 (令和3(2021)～7 (2025)年の平均)
老朽化対策及び質的改善が行われた学校施設の割合 (教育委員会調べ) ※「築年数20年以下(平成25 (2013)年度時点)の学校施設数+老朽化対策及び質的改善済の学校施設」/全学校施設	24.1 % (平成27(2015)年度)	37.9 % (令和2(2020)年度)	28.7 %以上 (平成29(2017)年度)	50 %以上 (令和3(2021)年度)	80 %以上 (令和7(2025)年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
学校安全推進事業 スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故等、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、学校防災教育研究推進校による先進的な研究の推進や成果の共有等により、各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。	●学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの配置 配置：25名 ・スクールガード・リーダーの配置					事業推進
	●踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置 配置：100か所（R3.12月末時点） ・各学校の実情に応じた適正な配置					
	●通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進 ・通学路安全対策会議の開催 ・会議の開催	継続実施				
	・危険か所の改善 ・危険か所の改善に向けた取組の実施	継続実施				
	●学校防災教育研究推進校による先進的な研究や成果の共有と、各学校の実態に応じた防災教育の推進 ・学校防災教育研究推進校の指定 指定校数：7校 ・研究推進校の指定					
	・各学校における防災教育の推進 ・防災学習テキストの配布と防災教育の実施	継続実施				
学校施設長期保全計画推進事業 既存学校施設の改修（再生整備・予防保全）により、老朽化対策、教育環境の質的向上、環境対策を計画的に実施し、より多くの学校のエ教育環境を早期かつ効率的に改善するとともに、長寿命化を推進します。	●「学校施設長期保全計画」に基づく長寿命化・再生整備の推進 校舎の工事：16校 体育館の工事：2校	校舎の工事：17校 体育館の工事：4校	校舎の工事：17校 体育館の工事：13校	校舎の工事：23校 体育館の工事：16校	校舎の工事：28校 体育館の工事：16校	事業推進
	●緊急性の高い老朽化した給水管の適切な更新 ・更新方針の検討	・方針に基づく設計・工事の推進				
学校施設環境改善事業 教育環境の向上をめざし、トイレの快適化やバリアフリー化、普通教室の空調設備の更新等を進めます。また、地域の防災力の向上に向け、非構造部材の耐震化など、学校施設の防災機能の強化を図ります。	●既存校のエレベーター設置の推進 完了校数：163校	完了校数：169校 ・老朽化したエレベーターの長寿命化に向けた改修の推進	完了校数：170校	完了校数：171校	完了校数：172校	全校完了(予定) R9(2027) 事業推進
	●学校トイレの環境整備の推進 完了校数：141校	全校完了（予定）				
	●普通教室の空調設備の更新 ・更新方針の検討	・更新方針の検討、調査	・更新方針の決定	・計画的な空調設備の更新		
	●学校施設の防災機能の強化 ・非常用電源としての蓄電池の整備 全校完了					
	・非構造部材の耐震化の推進 ・窓ガラス飛散防止フィルム ・非構造部材の耐震対策の推進					
	・学校施設の防災機能の適正な維持 ・非常用発電機等の維持管理	継続実施				

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進化管理・評価

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
学校施設維持管理事業 学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などを計画的に実施します。	●学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などの実施 ・適切な保守・点検、管理、補修の実施		継続実施			事業推進
	●効率的・効果的な学校施設の管理 ・民間活用による管理体制の検討、調査		継続実施			
	●学校プール施設の効率的・効果的な管理 ・学校プール施設の今後のあり方の検討と方針決定		・方針に基づいた取組の推進			
児童生徒数・学級数増加対策事業 児童生徒数の増加や義務標準法改正（35人学級の段階的な実施）に的確に対応するため、各学校の児童生徒数の将来推計値に基づき、教室の転用、校舎の増改築、新校設置、通学区域の見直し等の適切な対応を図り、良好な教育環境の維持に努めます。	●住宅開発・人口動態を捉えた児童生徒数及び学級数の推計の実施 ・推計の実施		継続実施			事業推進
	●児童生徒の就学状況等の調査及び実態に合わせた通学区域の検討 ・調査・検討の実施 ・大師周辺地区等における通学区域の見直し		・調査の実施と結果を踏まえた通学区域の検討、検討結果に基づく取組の推進			
	●新川崎地区の小学校新設に向けた取組の推進 ・基本設計		・実施設計	・新築工事	・新築工事・完成	・開校
	●児童生徒数の動向や学級編制の標準の引き下げ等に応じた計画的な施設整備 ・高津小・柿生小・東小倉小 増築工事（完成） ・井田中 増築工事着工		・井田中 増築工事（完成） ・坂戸小、新作小、南百合丘小 増築工事着工	・坂戸小、新作小、南百合丘小 増築工事（完成） ・宮前平中 増築工事着工	・宮前平中 増築工事（完成） ・児童生徒数の将来推計値に基づく増築等の実施	
			・鷺沼小整備方針の検討と方針に基づく取組の推進			

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

施策2-2-4 学校の教育力の向上



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」(平成30(2018)年度策定)に基づき、学校給食費の公会計化や留守番電話の設置等による業務改善・支援体制の整備、教職員事務支援員や障害者就業員、部活動指導員の配置等による人員体制の確保など教職員の負担を軽減する取組を進めるとともに、教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革に向けた取組を推進しています。
- 地域資源の活用や学校運営協議会設置校(コミュニティ・スクール)の拡充、学校評価の実施など、学校の自主性・自律性を高めながら特色ある学校づくりを進めています。
- 採用に関する広報活動の充実や試験方法の更なる工夫により、人間的魅力を備え、創意と活力にあふれた多様で優秀な人材の確保を進めています。また、学校における教育活動の充実を図るため、教員の力量形成やキャリア形成に資する人事異動を行うとともに、ライフステージに応じた教職員研修を行い、教職員の資質・能力の向上に向けた取組を進めています。



資料：教育委員会事務局調べ

2 施策の主な課題

- 学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が増大するとともに、新学習指導要領への対応や、GIGAスクール構想により教職員のICTを活用した指導力の向上なども求められる中、教職員の働き方・仕事の進め方改革を進めていくためには、引き続き教職員の業務の負担軽減と教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革の取組を着実に推進していく必要があります。
- 学校が抱える課題の解決に向けて、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」の実現が求められていることから、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の拡充など地域が学校運営に参画するための持続可能なしくみの実現に向けた取組を進める必要があります。
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正(小学校における35人学級の段階的な実施等)を踏まえ、必要な教職員の定数が増えることから、教員の質を低下させることなく、人材を確保することが必要となります。また、人材育成のため、ライフステージに応じた各種研修等を行っていく必要があります。

3 施策の方向性

- ★ さまざまな教育課題への対応力向上を図るための学校運営・支援体制の充実
- ★ 教職員の長時間勤務の是正に向けた、働き方・仕事の進め方改革の推進

4 直接目標

- 教職員の資質を高め、保護者や地域と連携して、よりよい学習活動（授業等）を実現する

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
「家で、自分で計画を立てて勉強をしている、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	58.4 % (平成 26 (2014) 年度：小 6)	72.4 % (令和 3 (2021) 年度：小 6)	59.0 % 以上 (平成 29 (2017) 年度：小 6)	63.5 % 以上 (令和 3 (2021) 年度：小 6)	73.0 % 以上 (令和 7 (2025) 年度：小 6)
	45.0 % (平成 26 (2014) 年度：中 3)	63.4 % (令和 3 (2021) 年度：中 3)	45.5 % 以上 (平成 29 (2017) 年度：中 3)	51.0 % 以上 (令和 3 (2021) 年度：中 3)	51.5 % 以上 (令和 7 (2025) 年度：中 3)
「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	53.6 % (平成 26 (2014) 年度：小 6)	45.0 % (令和 3 (2021) 年度：小 6)	55.0 % 以上 (平成 29 (2017) 年度：小 6)	57.5 % 以上 (令和 3 (2021) 年度：小 6)	60.0 % 以上 (令和 7 (2025) 年度：小 6)
	31.2 % (平成 26 (2014) 年度：中 3)	31.2 % (令和 3 (2021) 年度：中 3)	32.0 % 以上 (平成 29 (2017) 年度：中 3)	33.0 % 以上 (令和 3 (2021) 年度：中 3)	40.0 % 以上 (令和 7 (2025) 年度：中 3)
「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査)	93.3 % (平成 26 (2014) 年度：小 5)	93.0 % (令和 2 (2020) 年度：小 5)	93.3 % 以上 (平成 29 (2017) 年度：小 5)	94.0 % 以上 (令和 3 (2021) 年度：小 5)	94.0 % 以上 (令和 7 (2025) 年度：小 5)
	89.9 % (平成 26 (2014) 年度：中 2)	91.1 % (令和 2 (2020) 年度：中 2)	90.0 % 以上 (平成 29 (2017) 年度：中 2)	90.0 % 以上 (令和 3 (2021) 年度：中 2)	93.0 % 以上 (令和 7 (2025) 年度：中 2)
保護者や地域が運営に「よく参加している」と回答した学校の割合 (全国学力・学習状況調査)	第 3 期実施計画 から新たに設定	44.3 % (令和 3 (2021) 年度：小)	—	—	64.6 % (令和 7 (2025) 年度：小)
		24.5 % (令和 3 (2021) 年度：中)	—	—	38.2 % (令和 7 (2025) 年度：中)
学校における総合健康リスクの平均値 (教育委員会調べ) ストレスチェックの集団分析結果における、「総合健康リスク」の、市立学校全体の平均値 (全国平均を 100 とした場合の割合)	第 3 期実施計画 から新たに設定	92.6 (令和 3 (2021) 年度)	—	—	80.0 以下 (令和 7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
地域等による学校運営への参加促進事業 学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実現をめざし、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を拡充するとともに、その取組の成果を他の学校に波及させることで、「地域とともにある学校づくり」を推進します。	●家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりと、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進 各校の取組推進	各校の実情に合わせた取組の推進				事業推進
	●学校運営協議会の運営支援及びコミュニティ・スクールの拡充 学校運営協議会設置校（コミュニティ・スクール）：28校	コミュニティ・スクールの拡充：56校	コミュニティ・スクールの拡充：96校	コミュニティ・スクールの拡充：136校	コミュニティ・スクールの拡充：全校	
	●コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発 - コミュニティ・スクール連絡会の開催 - 年1回の実施 - 取組成果をまとめたリーフレットの作成・配布 - リーフレットの作成・配布	- 継続実施 - 継続実施				
地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業 地域人材の活用を図るとともに、学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを進めます。また、区・教育担当を中心に、関係機関と連携しながら、学校と地域との連携の強化や学校へのきめ細かな支援を推進します。	●学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進 「夢教育21推進事業」の実施	継続実施				事業推進
	●各学校が、自らの教育活動等について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施 学校評価の実施	継続実施				
	●学校教育ボランティアの配置による学校活動の支援 学校教育ボランティアの配置	継続実施				
教職員研修事業 子どもたちと共に学び続ける教員であるために、育成指標に基づくライフステージに応じた教職員研修を推進します。特に、学校全体の教育力向上をめざして、若手教員やモデルリーダーとなる中堅職員の資質・能力の向上を図ります。	●小中9年間を円滑に接続する小中連携教育の推進 小中連携教育の実施	継続実施				
	●区における教育支援の推進 - 学校運営全般に対する支援 - 支援の実施 - 地域まもり支援センターとの連携など、学校間及び学校と地域の連携強化に向けた支援 - 連携した取組の実施 - 各区の「要保護児童対策地域協議会実務者会議」での情報共有など、地域諸団体・機関との連携強化による子どもの支援の推進 - 地域諸団体・機関との連携による子どもの支援	- 継続実施 - 継続実施 - 継続実施				
	●学校運営費の効率的・効果的な執行 各校の特色に応じた予算調整の実施	継続実施				
	●教職員の資質・能力の向上をめざした研修の実施 - 育成指標に基づくライフステージに応じた教職員研修の実施 - 各種研修の実施 - 学び続けることができる教職員の育成をめざした取組の推進 - 校内OJTの活性化を 図るための取組の検討 ・検討結果に基づく取組の推進 ・R3の取組結果を踏まえた事業推進	継続実施				事業推進
	・オンライン研修等の推進					
	●優秀な人材の確保に向けた、教職をめざす人のための「輝け☆明日の先生」の実施 事業実施	継続実施				

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進捗管理・評価

施策 2-2-4 学校の教育力の向上

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
教職員の選考・人事業務 施策推進に資する定数算定を行うとともに、教職員採用についての検討改善等により創意と活力にあふれた優秀な人材を確保します。また、学校における教育活動の充実を図るため、教職員の意欲を引き出す人事異動を実施します。	●35人学級への対応と効率的・効果的な施策推進に資する定数算定や配当等の実施 ・定数算定等の実施	継続実施				事業推進
	●計画的な人事管理と、創意と活力にあふれた魅力的な人材確保の推進 ・適正な教職員配置の実施 ・適正な教職員配置	継続実施				
	・公正で適正な教員採用試験の実施 ・試験実施 ・次年度に向けた試験内容・実施方法の検討	継続実施				
	・代替教職員の確保に向けた取組の推進 ・広報活動の充実 ・登録手続きの利便性向上に向けた検討	・広報活動の充実 継続実施	・検討結果に基づく取組の推進			
学校業務マネジメント支援事業 「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき、業務の効率化や教職員の意識改革に向けた取組を推進するとともに、円滑な学校運営に資する支援を行います。	●学校運営体制の再構築に向けた取組 ・「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づく取組の推進 ・第2次方針の策定	・方針に基づく取組の実施・進捗管理				事業推進
	・国の動向を踏まえた教職員勤務実態調査の実施 ・調査実施	・調査結果を踏まえた取組の推進				
	・学校における業務改善の支援 ・学校における業務改善に向けた取組の支援	継続実施				
	●学校業務効率化等による教職員の働き方・仕事の進め方改革の推進 ・教職員事務支援員（又は障害者就業員）の効果的な配置 配置：全小・中学校	継続実施				
	・部活動指導員の複数配置の推進 配置：52名（全中学校）	複数配置の推進：55名	複数配置の推進：66名	複数配置の推進：81名	複数配置の推進：104名	
	・休日の部活動の地域移行に向けた取組の推進 ・東高津中における実践研究の実施	・国の動向を踏まえた取組の検討・実施				
	●学校の円滑な運営に資する支援の実施 ・法律相談弁護士の配置による学校法律相談の実施	継続実施				

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

政策 2-3 生涯を通じて学び成長する

1 政策の方向性

- 家族やコミュニティのつながりの希薄化が指摘される現代においては、これまでのつながりの強化に加えて、新たな絆づくりが必要とされています。
- 市民同士や、団体同士をつなげ、「地縁」に加えて、学びを通じた「知縁」による新たな絆を創造していくとともに、多世代が交流しながら、子どもたちは多くの大人との関わりの中で、自尊心や他者への信頼感、働くことの意義などを学び、シニア世代は子どもと積極的に関わり合う中で、生きがいを得る場づくり等を進めます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
「1年間に生涯学習をしたことがある」と回答した市民の割合 (市民アンケート)	25.2%	23.3%	30%以上
「自分の知識や技術を地域や社会に活かしたいと思う」と回答した市民の割合 (市民アンケート)	50.8%	53.6%	55%以上

3 施策の体系

政策 2-3 生涯を通じて学び成長する

施策2-3-1 家庭・地域の教育力の向上

施策2-3-2 自ら学び、活動するための支援

施策2-3-1 家庭・地域の教育力の向上



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 家族形態や地域における人と人とのつながりが変化する中、身近な学びの施設である市民館などにおいて、家庭教育に関する学級・講座の開催をはじめ、PTAが開催する家庭教育学級の支援、企業等との連携による家庭教育事業等を実施しています。
- 中学校区や行政区単位で活動している地域教育会議では、子どもの豊かな成長の支援や生涯学習の推進を担う組織として、地域住民、子どもの育ちに関わる団体、学校教職員等が緩やかなネットワークを活かし、顔の見える関係づくりや地域の教育課題の解決に取り組んでいます。
- シニア世代をはじめとする地域の人材が主体となって子どもたちの学習や体験をサポートする「地域の寺子屋事業」については、令和4（2022）年1月までに74か所で開講するなど、地域の多世代が交流し、学び合う地域づくりにつながっています。



地域の寺子屋事業：体験活動の様子
(ペットボトルロケット)



地域の寺子屋事業：学習支援の様子

2 施策の主な課題

- 核家族化の進行や、働き方の多様化、地域のつながりの変化等により、子育てに悩みや不安を抱える家庭もあることから、地域において家庭教育を支援する取組が今後必要です。
- 地域全体で子どもを見守り育てる力を高めることなどを目的とした地域教育会議について、国の示す「地域学校協働本部」の役割を踏まえて地域教育コーディネーターを設置するなど、地域と学校の双方向の連携・協働に向けた丁寧な支援を行うことで、学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力向上を図る必要があります。
- 地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」をさらに広げ継続していくために、運営団体やコーディネーターの発掘・養成に加えて、子どもたちの学習や体験活動をサポートする地域人材（寺子屋先生）や団体の確保が必要です。

3 施策の方向性

- ★ 家庭教育に関する学びの場への参加促進と、家庭教育を支援するためのネットワークづくりの推進
- ★ 中学校区地域教育会議における活動推進と、行政区地域教育会議における中学校区地域教育会議への支援・補完機能の強化
- ★ 地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」の全小・中学校への拡充と、継続した運営に向けた担い手づくりの推進

4 直接目標

- 大人と子どもなど、地域での多世代の交流を増やすとともに、家庭教育の悩みを軽減する

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合 (寺子屋事業参加者アンケート)	87.6 % (平成26 (2014) 年度)	94.5 % (令和 2 (2020) 年度)	90.0 %以上 (平成29 (2017) 年度)	92.0 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	95.0 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
家庭教育事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合※ (家庭教育事業参加者アンケート)	91.4 % (平成27 (2015) 年度)	83.8 % (令和 2 (2020) 年度)	92.0 %以上 (平成29 (2017) 年度)	92.5 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	93.0 %以上 (令和 7 (2025) 年度)

※ 家庭教育事業参加者アンケートについては、平成 27 (2015) 年度から実施したため、計画策定時の値は平成 27 (2015) 年 4 月から平成 27 (2015) 年 12 月までの集計によるものです。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
家庭教育支援事業 子どもの健やかな育ちの基盤となる家庭教育を支援する取組として、家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流を促進する学級・講座等を実施します。また、PTA等による家庭教育に関する学習活動を支援します。	● 市民館等における家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会の提供 ・事業実施 (全区) 家庭・地域教育学級等の実施					事業推進
	● PTAによる家庭教育学級開催の支援 ・小中学校等のPTAによる家庭教育学級開催に向けた助言や講師派遣等の実施					
	● 全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による関係者間の情報共有の推進 ・全市・各区で実施					
	● 企業や地域団体等と連携した取組の推進 ・企業等と連携した家庭教育講座の開催					
	● オンライン講座やデジタル教材の提供、身近な施設等での出張講座の開催の推進 ・ICTの活用や出張講座の検討					

施策 2-3-1 家庭・地域の教育力の向上

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
地域における教育活動の推進事業 地域社会で生き生きと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。また、「子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。	●地域教育ネットワークの構築に向けた取組の推進 ○川崎市地域教育ネットワーク推進会議の開催 開催数：年3回	・推進会議の開催				事業推進
	○地域教育会議における地域教育コーディネーターの設置 ・コーディネーター養成講座の開催 設置：6中学校区（R3.12時点）	・継続実施				
	●「川崎市子ども会議」等の充実による子どもの育ちと意見表明の促進 ・子どもの権利に関する条例に基づく川崎市子ども会議の開催 ・子ども集会における市子ども会議と行政区・中学校区子ども会議との連携	・子ども会議や子ども集会等の充実による意見表明の場の拡充				
	●地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施 R2参加者数：1,764人	・継続実施				
地域の寺子屋事業 地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子どもたちに放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。	●地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進 設置か所数：74か所（R4.1時点）	設置か所数：93か所 ・地域や学校の状況に応じて柔軟に拡充			・全小・中学校への設置完了	事業推進
	●養成講座等による地域の寺子屋の運営に関わる人材（寺子屋先生・寺子屋コーディネーター）の確保 ○地域人材の寺子屋への参加促進 R2寺子屋の運営に参画した人材：938人	・養成講座の実施による寺子屋の運営に参画する人材の確保				
	○人材確保に向けた広報の充実 ・人材確保に向けた広報の充実	・継続実施				
	●地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発 開催：年1回	・フォーラムの開催				
	●外国につながる児童を対象とする寺子屋分教室の実施 設置か所数：4か所	・地域の状況を踏まえた取組の推進				

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

施策2-3-2 自ら学び、活動するための支援



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 市民が学びの成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、更なる学びにつなげる、学びと活動の循環を推進していくための生涯学習事業の実施や、学びを通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりに取り組んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症による外出自粛下においても、市民館でのオンラインを活用した事業展開や、図書館での本の宅配サービスなどをはじめ、市民の学習ニーズに応えるサービスの継続に努めています。
- 市民館や図書館等の社会教育施設における多様な市民ニーズへの対応や施設の長寿命化など、生涯学習環境の整備に取り組んでいます。
- 老朽化が進んでいる教育文化会館については、川崎区の市民館として労働会館と空間や機能を融合し、効果的な運営ができるよう再編整備に向けた取組を進めています。
- 宮前市民館・図書館については、「新しい宮前市民館・図書館基本計画」（令和2（2020）年度策定）に基づき、鷺沼駅前への移転・整備に向けた取組を進めています。
- 市民の主体的な学びを支援するため、子どもたちの教育活動に支障のない時間は、校庭、体育館、特別教室を開放するなど、学校施設の有効活用を進めており、特別教室については、地域の多様な主体と連携・協働しながら、活用促進に向けた「Kawasaki 教室シェアリング」に取り組んでいます。



オンラインを活用したワークショップ



「Kawasaki 教室シェアリング」での学校施設の
コワーキングスペースとしての活用やイベント開催

2 施策の主な課題

- 地域のつながりの希薄化とともに、超高齢社会や人口減少社会の到来が見込まれるなど、市民の知識・経験を地域の課題解決に活かすしくみや、社会参加・生きがいづくりにつなげる取組など、生涯学習が果たす役割が今後一層重要となります。また、ICTを活用した学習機会の提供など、市民の主体的な学びや活動を支えるためのさまざまな取組を進める必要があります。
- 社会状況の変化や市民ニーズが多様化する中で、市民館・図書館においても、これらの変化に的確に対応していくことが求められています。令和 2（2020）年度に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえ、市民館・図書館が「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしていく必要があります。
- 市民館・図書館は、建築後30年以上経過している施設が約4割となるなど、老朽化への対応が必要となっています。
- 身近な地域における生涯学習や地域活動の場づくりを進めるため、学校施設開放においてよく利用されている校庭や体育館に加え、特別教室などの更なる有効活用のしくみづくりが求められています。
- 子どもが安全に遊ぶことができる場所や、地域が気軽に利用できる身近な場所として、学校の校庭を利用しやすくするしくみづくりが必要です。

3 施策の方向性

- ★ 「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえた「行きたくなる」「まちに飛び出す」「地域の“チカラ”を育む」市民館・図書館をめざした取組の充実
- ★ 市民館・図書館等の利用環境の向上や、老朽化対策など、市民の生涯学習を支える環境整備の推進
- ★ 身近な生涯学習や地域活動の場としての、学校施設の更なる有効活用の推進

4 直接目標

- 市民が生き生きと学び、活動するための環境をつくる

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
教育文化会館・市民館・分館の社会教育振興事業参加者数 (教育委員会調べ)	8.9万 人 (平成26 (2014) 年度)	1.3万 人 (令和 2 (2020) 年度)	9万 人以上 (平成29 (2017) 年度)	9.1万 人以上 (令和 3 (2021) 年度)	9.2万 人以上 (令和 7 (2025) 年度)
教育文化会館・市民館・分館施設利用率 (教育委員会調べ)	56.6 % (平成26 (2014) 年度)	37.8 % (令和 2 (2020) 年度)	56.9 %以上 (平成29 (2017) 年度)	57.3 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	57.7 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
市立図書館・分館における図書館の入館者数 (教育委員会調べ)	433.7 人 (平成26 (2014) 年度)	226.4万 人 (令和 2 (2020) 年度)	435万 人以上 (平成29 (2017) 年度)	437万 人以上 (令和 3 (2021) 年度)	439万 人以上 (令和 7 (2025) 年度)
学校施設開放の利用者数 (教育委員会調べ)	260.9万 人 (平成26 (2014) 年度)	144.7万 人 (令和 2 (2020) 年度)	261万 人以上 (平成29 (2017) 年度)	267.7万 人以上 (令和 3 (2021) 年度)	268.1万 人以上 (令和 7 (2025) 年度)
社会教育振興事業を通じて新たなつながりが増えた割合※ (事業参加者アンケート)	67.5 % (平成27 (2015) 年度)	46.6 % (令和 2 (2020) 年度)	69.0 %以上 (平成29 (2017) 年度)	70.5 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	72.0 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
市立図書館における個人利用者への図書資料の貸し出し冊数 (教育委員会調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	548万 冊 (令和 2 (2020) 年度)	—	—	600万 冊以上 (令和 7 (2025) 年度)

※ 事業参加者アンケートについては、平成 27 (2015) 年度から実施したため、計画策定時の値は平成 27 (2015) 年 4 月から平成 27 (2015) 年 12 月までの集計によるものです。

294

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
図書館運営事業 市民の読書要求に応え、市民の課題解決に役立つために、多様な図書館資料を収集・保存・提供するとともに、レファレンスの向上、インターネットやICTの活用、関係機関や学校図書館との連携促進などを図りながら、効果的・効果的な図書館運営をめざします。	●一人ひとりの市民が使いやすいしくみづくり ○図書館利用促進のための取組の推進 ・所蔵図書、資料の紹介資料の作成、啓発 ○本を通じた支援や交流の場づくりの推進 ・読書普及に向けたイベント等の実施 ○戦略的な図書館広報の取組の充実 ・図書館だより等を活用した広報の実施	・利用者目線で本を紹介する取組の実施 - 継続実施 ・図書館利用に関するリーフレットや動画配信等、多様な広報の実施				事業推進
	●多様な利用ニーズに対応した読書支援 ○来館困難者や高齢者、障害者等への支援などサービス向上の推進 - 返却ボックスの設置：市内8か所 ・有料宅配サービスの実施 ・自動車文庫や他施設での貸し出し・返却サービス等の実施 ○多様な主体との連携や地域資源を活かした読書普及活動の推進 ・学校や地域団体、ボランティア団体と連携した取組の実施 ○ICT活用による事業・取組の充実 ・次期図書館システムの検討 ・デジタルコンテンツ導入や地域資料のデジタル化に向けた検討	・学校や福祉施設など他施設と連携したサービスの充実 ・多様な主体と連携した取組の推進 ・次期システムの構築 ・検討結果に基づく取組の推進				
	●地域や市民に役立つ図書館づくりの推進 ○図書館ボランティアの育成・支援の取組の推進 ・ボランティア養成研修、交流会の実施 ○他機関等との相互連携による相談支援・交流の取組の推進 ・関係機関等と連携した展示等の実施 ○多様なニーズに応える図書館サービスの充実 ・資料の充実と蔵書構築の考え方の整理 ・効率的な図書館運営に向けた図書館ネットワーク機能の強化に向けた検討	・ボランティアの育成・支援と地域団体との連携 ・多様な主体と連携した展示や地域での事業実施 ・資料の充実と、地域資料や課題解決等に役立つ資料の収集・提供 - 継続実施				

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

施策 2-3-2 自ら学び、活動するための支援

事務事業名	現状	事業内容・目標					
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降	
生涯学習施設の環境整備事業	●身近な地域における活動の場としての学校施設（校庭、体育館、特別教室等）の更なる活用の推進					事業推進	
	○校庭、体育館、特別教室等の開放 開放施設数：452か所	・校庭、体育館、特別教室等の開放					
	○特別教室の更なる活用に向けた「Kawasaki教室シェアリング」の推進 ・モデル事業の実施	・各区1校でのモデル実施への着手と利用拡大に向けた取組の推進	・実施校の拡充 ・シェアリング事業導入の手引き作成	・実施校の拡充			
	○子どもたちのニーズに対応した校庭開放のしくみづくり「みんなの校庭プロジェクト」の推進						
	・プロジェクト推進体制の構築	・プロジェクトによる市内横断での取組の推進					
	・平日の校庭開放の推進に向けたモデル実施校の選定	・各区1校でのモデル実施	・全小学校での取組の推進				
	・休日の校庭開放の推進に向けた先行的な取組の実施	・各区におけるモデル事業の実施	・各区における本格実施				
	●老朽化した社会教育施設等の環境整備						
	・各施設の老朽化対策に向けた状況把握と把握結果に基づく取組の推進	継続実施					
	・ハケ岳少年自然の家の改修等に向けた取組	継続実施					
・幸市民館・図書館の調査	・調査に基づく取組の検討		・検討結果に基づく取組の推進				
・維持補修及び特定天井対策							
●教育文化会館の労働会館との再編整備の推進							
・実施設計	・実施設計の完了	・複合化に向けた工事の実施 ・教育文化会館除去に向けた取組	・複合化に向けた工事の完了・供用開始				
・管理運営計画の検討	・管理運営計画の策定と計画に基づく取組の推進						
●宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備に向けた取組							
・基本・実施設計、管理運営計画の検討	・基本・実施設計及び管理運営計画の策定等、移転・整備に向けた取組の推進						
●市民館・図書館における多様なニーズに対応するための効率的・効果的な管理運営体制の構築							
・「今後の市民館・図書館のあり方」に基づく管理・運営手法等の検討	・「今後の市民館・図書館のあり方」に基づく管理・運営の考え方の策定	・管理・運営の考え方に基づく取組の推進					

